

誰もが生き生きと暮らし、豊かで活力ある
男女共同参画社会の実現を目指して

2018年度

とちぎ市男女共同参画プラン（第2期計画）

栃木市職業生活における女性活躍推進計画

栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

（2018年度～2022年度）

男女共同参画に関する年次報告書



「とちぎ市男女共同参画のつどい」標語コンテスト受賞



「とちぎ市男女共生大学講座」



「高校生向けキャリアデザイン講座」



「栃木市PTA連合会栃木西部ブロック研修会」



栃木市



目 次

1	本書について	1
2	プランの内容について	
	(1) 基本理念	2
	(2) 基本目標と施策の方向性	3
	(3) 計画の体系図	5
3	男女共同参画の進捗状況について	
	(1) プランが目指す目標値進捗状況	6
	(2) DV相談の現状	6
	(3) 本市の女性登用状況	7
	(4) 施策事業実績・評価	
	① 基本目標1 (事業番号 1-1 ~ 1-23)	9
	② 基本目標2 (施策番号 2-1 ~ 2-43)	16
	③ 基本目標3 (施策番号 3-1 ~ 3-47)	30
	(5) 計画の推進実績・評価 (施策番号 4-1 ~ 4-9)	41

参考資料

- ・栃木市各種審議会等への女性の参画状況

1 本書について

栃木市では、「栃木市男女共同参画推進条例」に基づき「とちぎ市男女共同参画プラン」（以下「プラン」という）を策定し、本市の将来像「誰もが生き生きと暮らし、豊かで活力ある男女共同参画社会」の実現を目指して、様々な取組を進めています。

本書は、「栃木市男女共同参画推進条例」第16条に基づく年次報告書として、2018年度に取り組んできた男女共同参画の施策の実施状況について、報告するものです。

これにより、本市における男女共同参画の推進状況を捉えるとともに、事業の成果を分析し、今後の課題を示しています。

将来像を目指して、市民・事業者・教育関係者のみなさんや市がそれぞれ役割を意識して、主体的に取り組み、互いに連携・協働しながら行動していく必要があります。

今後も、各分野で取組を進めるにあたり、本書をご活用いただければ幸いです。



栃木市マスコットキャラクター
とち介

2 プランの内容について

(1) 基本理念

① 男女の人権の尊重

子どもから高齢者まで、すべての男女が個人として尊重され、性別によって差別されることなく、個人としての個性と能力を発揮できる機会が保障されること。

② 男女の活動の自由の確保

性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、男女が社会における活動を自由に選択できるようにすること。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定等あらゆる分野に参画する機会が確保されること。

④ 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援のもと、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動、仕事や地域活動を円滑に行うことができるようにすること。

⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境のもとに、安全な妊娠及び出産ができるようにすることや生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

⑥ 国際的協調

国際社会における取組を十分理解し、動向に留意し、協調ある取組を進めること。

(2) 基本目標と施策の方向性

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

〈 施策の方向1 男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し 〉

私たち一人ひとりの人権が等しく尊重され、男性と女性が対等なパートナーとして、その個性と能力を発揮して生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが目の前にどのような現実があるのかを知り、どのような方向に進んで行けば良いのかを考えていく機会を提供していきます。

また、国際化については、外国人との交流を進め、相互理解を図るとともに、外国人が地域社会から孤立せず、共に安心して暮しやすいまちづくりを進めるため、国際的視野に立った男女共同参画を推進します。

〈 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 〉

家庭、教育現場や地域社会は、次の世代を担う児童・生徒の知識や意識の形成に大きな役割を果たします。男女共同参画社会の実現に向けて、私たちを取り巻くあらゆる教育の場において現状を認識し、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供・充実を図ります。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり (ワーク・ライフ・バランスの推進)

〈 施策の方向1 地域・社会における男女共同参画の促進 〉

多様な価値観を行政や施策に反映していくため、女性が社会参画をする意義についての啓発を行うとともに、審議会等の政策立案・方針決定の場への女性の登用を促進します。

また、地域・社会への参画に向けた人材の育成・発掘・活用の支援を推進します。

〈 施策の方向2 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の促進 〉 【栃木市職業生活における女性活躍推進計画】

女性の社会進出が進み、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となる一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は、こうした変化に十分に対応出来ていない状況にあります。

男女を問わず、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて多様で柔軟な働き方を選択することができ、かつ、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保

され、安心して生活ができるような支援が必要です。ワーク・ライフ・バランスが、人生を豊かに生きるために大切であることを啓発するとともに、男性の育児・介護休業の取得の促進を事業主や企業などへ働きかけるなど、女性が個性と能力を発揮し、活躍できる環境づくりを進めます。

〈 施策の方向3 家庭における男女共同参画の促進 〉

本市では、各種福祉分野の計画に基づき、さまざまな社会的サービスの充実を図っており、今後も男女共同参画の視点から、男女のどちらか一方だけに家事・育児などの負担が偏らないような支援を行っていく必要があります。

男女ともに家庭における育児や介護などの負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスを促進できるよう子育て、介護サービスなどの社会的支援の環境の整備、充実に努めます。

基本目標3 安心して暮らすことができる社会づくり

〈 施策の方向1 男女の生涯にわたる健康の支援 〉

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特性を理解し合い、相手を尊重することが大切です。そのために、男女が生涯にわたり健康で自立した生活をするための健康に関する学習機会や情報を提供するとともに、健康増進のための事業を実施し、市民の健康づくりを促進します。

〈 施策の方向2 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護 〉

【栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画】

人間として生まれながらに持っている権利を守っていけるように、人権侵害や暴力の発生を防ぐための啓発活動を推進します。同時に、被害者が自信と尊厳を取り戻せるように、被害者への救済や自立に向けた支援を強化します。

〈 施策の方向3 誰もが安心して暮せる環境の整備 〉

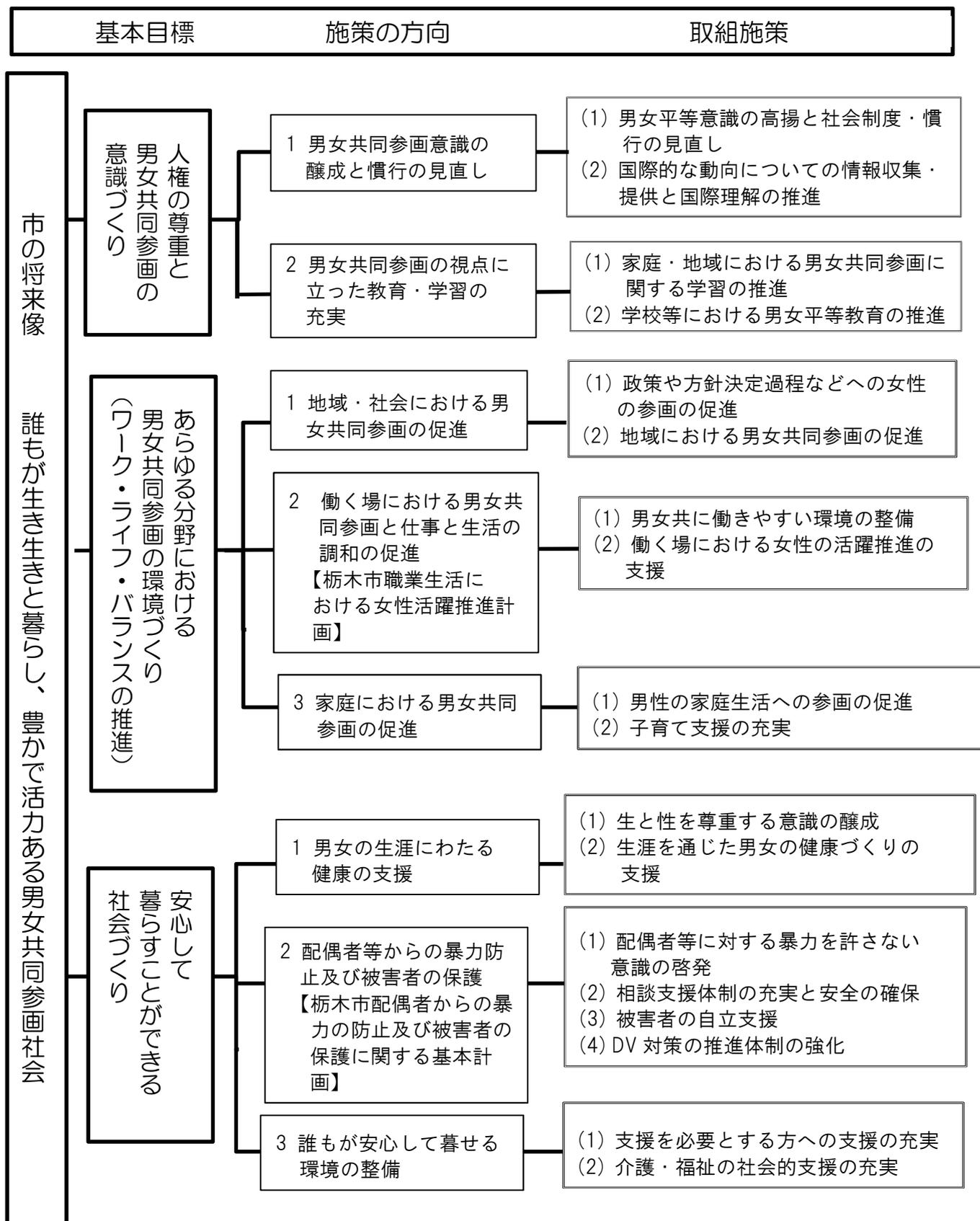
誰もが安心して暮せる地域づくりのために、男女共同参画の視点から、ひとり親家庭や高齢者、障がい者など、生活上の困難に置かれた方への支援の充実を図ります。

また、急速な高齢化の進行により、介護を必要とする高齢者が増加するとともに、介護が長期化・重度化する傾向にあり、介護する家族の負担は大きいものとなっています。

今後も、介護が必要な高齢者の数は増加することが予測されており、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく社会全体で支えていく仕組みが必要となります。

(3) 計画の体系図

本計画では基本理念の実現のため、以下の3点を基本目標の柱として総合的に推進していきます。



3 男女共同参画の進捗状況について

(1) プランが目指す目標値進捗状況

基本目標ごとに計画の進捗状況を図る目標値の進捗状況です。施策の取組により、市民の意識や本市の状況にどれだけ変化があったかを表すものです。

施策の方向	項目	基準値 2016年度	現状 2018年度	目標値 2022年度
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり				
1	「男は仕事、女は家庭」という性的役割分担意識を肯定する人の割合※1	4.2%	—	2.5%
	男女共同参画出前講座参加者数（累計）	92人	106人	500人
2	学校教育の場で「平等になっている」と思う人の割合※1	50.5%	—	60.0%
	家庭教育オピニオンリーダー会員等数	74人	73人	80人
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり (ワーク・ライフ・バランスの推進)				
1	各種審議会等委員に占める女性の割合	31.6% (2017.4.1)	32.2% (2019.4.1)	35.0%
	自治会長に占める女性の割合	3.0% (2017.4.1)	3.2% (2019.4.1)	4.0%
2	合同就職面接会・説明会の女性参加率	49.0%	56.5%	55.0%
	「とちぎ女性活躍応援団」登録事業所・団体数	17件	72件	70件
	女性の認定農業者数	28人	25人	34人
	農業家族経営協定の締結数※2	379戸	395戸	391戸
3	ファミリー・サポート・センター利用件数	2,514件	2,506件	2,900件
	学童保育利用者数	1,946人	1,994人	2,100人
基本目標3 安心して暮らすことができる社会づくり				
1	子宮がん検診受診率	18.8%	20.7%	50.0%
	乳がん検診受診率	21.8%	23.1%	50.0%
2	平手で打つことを暴力として認識する人の割合※1	74.4%	—	100.0%
	大声で怒鳴ることを暴力として認識する人の割合※1	57.2%	—	100.0%
	自分が受けた暴力行為について、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合※1	40.3%	—	0%
3	地域見守り事業協力事業者・団体数	55	68	75

※1 は市が実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」による。

※2 販売農家数 3,799 戸に対する戸数

(2) DV相談の現状

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
相談人数	73人	109人				
相談延べ件数	281件	409件				

(3) 本市の女性登用状況

ア 市各種審議会等への女性委員の登用状況

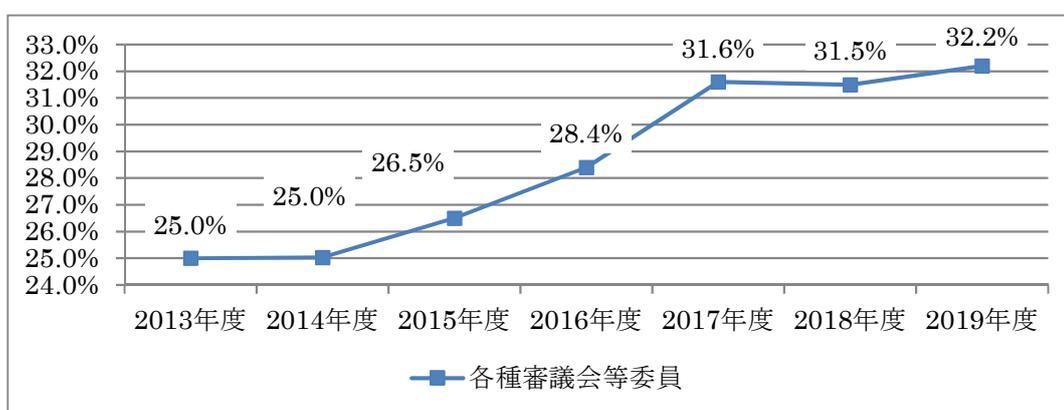
(ア) 本市の各種審議会等への女性委員の登用状況

(各年度4月1日現在)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
審議会等数※1	52	52	60	65	65	67
うち女性委員を含む数	43	44	51	59	60	61
総委員数(人) (㊷)	783	788	915	958	959	976
うち女性委員数(人) (㊸)	196	209	260	303	302	314
女性委員比率 (㊸÷㊷)	25.0%	26.5%	28.4%	31.6%	31.5%	32.2%

※1 法律により設置が義務づけられている執行機関（地方自治法第180条の5関係）及び法律、条例による任意設置の附属機関（地方自治法第202条の3関係）

市各種審議会等への女性委員の登用状況



(イ) 女性委員のいない審議会等の数

(各年度4月1日現在)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
審議会等数※2	97	92	99	111	112	116
うち女性委員を含む数	81	76	87	100	102	105
うち女性委員のいない審議会等の数	16	16	12	11	10	11

※2 ※1+その他規則、要綱等により任意設置の審議会、協議会、懇談会等

○2019年4月1日現在の「栃木市各種審議会等への女性の参画状況」は参考資料に掲載しています。

イ 管理、監督的立場への女性登用状況

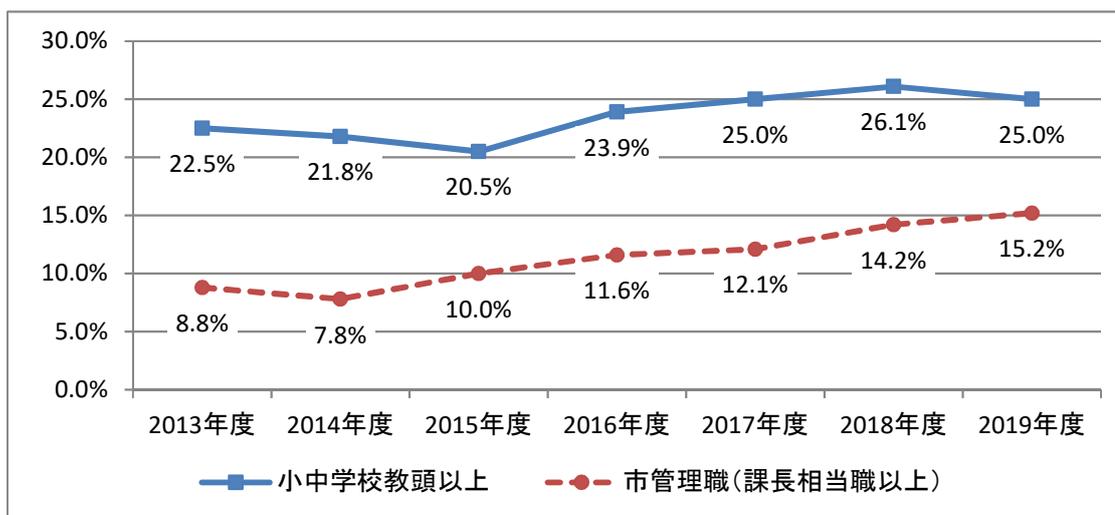
本市の管理、監督的立場への女性登用の状況

(各年度4月1日現在)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
市管理職（課長相当職以上）※1	7.8%	10.0%	11.6%	12.1%	14.2%	15.2%
小中学校教頭以上※2	21.8%	20.5%	23.9%	25.0%	26.1%	25.0%

※1 14市平均13.1% 県8.1% 国4.9% ※2 国平均17.5% (※1 ※2 国は、2018年度)

〈 市管理職、小中学校教頭以上の女性登用の状況 〉

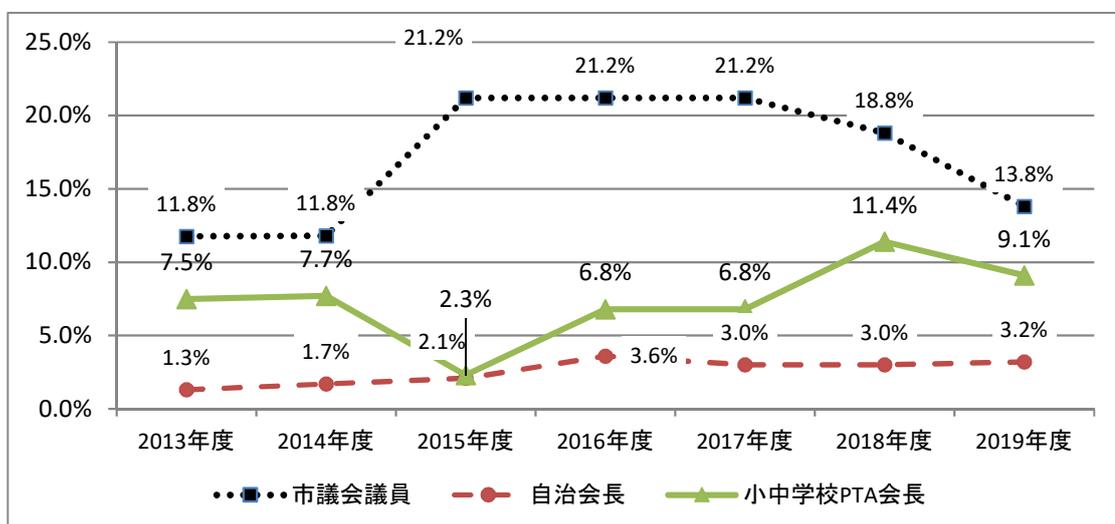


(各年度4月1日現在)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
市議会議員※3	11.8%	21.2%	21.2%	21.2%	18.8%	13.8%
自治会長※4	1.7%	2.1%	3.6%	3.0%	3.0%	3.2%
小中学校PTA会長※5	7.7%	2.3%	6.8%	6.8%	11.4%	9.1%

※3 14市平均15.9% 県12.0% ※4 14市平均2.7% 県平均2.5% 国平均5.7%

※5 国平均13.8% (※4 ※5 国は2018年度)



事業実施状況

(4) 施策事業実績・評価

基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
 施策の方向 1 男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し
 取組施策(1) 男女平等意識の高揚と社会制度・慣行の見直し

【実施状況の評価基準】 事業の内容が達成されたかどうか、担当課が自己評価
評価 (2018年度の計画・目標に対して) A 当初の計画・目標以上に事業が進められた B 当初の計画・目標どおりに事業が進められた C 当初の計画・目標を下回り、見直しを要する D 事業の計画は進めているが、実施できていない

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
1-1	人権問題、女性問題の学習の機会の提供 ① 人権教育・啓発推進事業の実施	①人権講演会を開催 12/8人権を考える市民の集い 講師:オスマン・サンコン氏 場所:栃木文化会館大ホール及びホワイエ 参加者:約450人	栃木市民大学講座・とちぎ県民カレッジ講座としても行われた。幅広い年齢層の人に参加してもらうため、内容の充実や周知方法の更なる工夫が必要である。	B	人権・男女共同参画課
	② 公民館・集会所等における人権問題学習会の開催と講師派遣の支援	② 公民館において市民を対象に人権問題について考える講座を開講いたしました。 講演数:7回 受講者数:215人 ・集会所人権講座等の開催 栃木地域集会所 3回、31人 大平地域集会所 4回、65人 藤岡地域集会所 2回、11人 岩舟地域集会所 2回、23人	楽しみながら人権について気付く時間をとったり、最近の人権問題について考える時間を取り入れたりしたことで、受講生に好評でした。今後は気付きを深められるよう、講座の内容を工夫いたします。 ・藤岡都賀・富吉集会所でも人権講座を開催できたが、参加者は少なかった。今後は周知方法の更なる工夫が必要である。	B	人権・生涯学習課、男女共同参画課
1-2	人権問題、女性問題に関する広報・啓発活動の充実 ① 広報誌やホームページ等における啓発	①市民に問題の理解を深めてもらうため、広報紙やホームページ等による情報提供を実施 6/23~29 男女共同参画週間 11/12~25 女性に対する暴力をなくす運動 12/4~10 人権週間	①毎年掲載をすることにより、市民への周知を進めている。これからも継続的に実施していく。	B	人権・男女共同参画課
	② 人権週間における市民啓発活動の実施・街頭啓発等	②男女共同参画週間や人権週間に街頭啓発を実施	②市民への啓発活動の一環として、男女共同参画地域推進員や人権擁護委員などとともに継続して実施していく。	B	
	③ 広報紙やホームページ等による各種ハラスメント防止のための啓発	③窓口などに人権と男女共同参画情報コーナーを設置し、市民への情報提供を実施	③新しい情報を提供するため、これからもコーナーを工夫し、活用していく。	B	
1-3	「男女共同参画のつどい」の開催 ① 男女共同参画に関する標語等の表彰式と講演会の開催	①内閣府主唱の6月23日から29日の「男女共同参画週間」の協賛行事として、広く市民の皆さんに周知し、啓発するため「とちぎ市男女共同参画のつどい」を実施しました。 実施日:6月30日(土) 参加者数:150人 場所:栃木公民館 第1部 式典(男女共同参画標語表彰) 標語:小学5年生の部 応募数641点 最優秀賞1点、優秀賞5点、優良賞10点、佳作20点 第2部 さんきっずぶらす よさこい演舞	①小学生の標語は、毎年小学校5年生を対象に市内全小学校に応募を呼びかけています。子どもへの啓発に有効であり、また、表彰式での発表も毎年好評なので、今後も引き続き実施していく予定です。 また、第2部のさんきっずぶらす よさこい演舞では、学校週5日制にともない、土曜日の子どもの受け皿として結成され、16年目をむかえるよさこいチームが、熱演されました。男女混合の力強い踊りを見ることができました。今後も、男女共同参画の主旨にふさわしい内容を実施していく予定です。	B	人権・男女共同参画課

事業実施状況

1-4	男女共同参画に関する情報の提供、啓発活動の実施				人権・男女共同参画課
	① 広報紙やホームページ等による情報提供	①市民に問題の理解を深めてもらうため、広報紙やホームページ等による情報提供を実施しました。 6/23～29 男女共同参画週間 11/12～25 女性に対する暴力をなくす運動	①毎年掲載をすることにより、市民への周知を進めています。 これからも、継続的に実施していきます。	B	
	② 男女共同参画週間におけるパネル展示、街頭啓発の実施	②・男女共同参画週間におけるパネル展示を実施しました。 場所：市役所市民スペース、栃木公民館ロビー ・男女共同参画地域推進員の協力により街頭で啓発物資を配布しました。 市内大型店舗 7か所 参加者22人	②・市役所や栃木公民館のロビーに展示することで、施設を利用する市民に周知することができますので、継続して実施していきます。 ・街頭啓発については、広く市民に啓発を行うために今後も継続して実施していきます。	B	
1-5	地域、学校での出前講座の開催				人権・男女共同参画課
	① 市職員及び男女共同参画推進団体等による出前講座の実施	①「男女共同参画」出前講座を実施しました。 ・7月3日(火)「第二の人生を活かすワーク・ライフ・バランス～新時代に向けて働き方、生き方をデザインしよう～」 講師：(有)フェードイン 工藤敬子氏 対象：栃木農業高校生徒 参加者数：512人 ・12月12日(水)「キャリアデザインとワーク・ライフ・バランス」 講師：(有)フェードイン 工藤敬子氏 対象：栃木商業高校生徒 参加者数：200人 ・11月30日(金)「人と人とのより良い関係について考えよう」 講師：ウイメンズハウスとちぎ カウンセラー 藤平裕子氏 対象：栃木市PTA連合会西部ブロック及び寺尾地区児童生徒健全育成連絡協議会 参加者数：60人 ・1月16日(水)「人と人とのより良い関係～配偶者暴力について考える～」 対象：栃木市女性団体連絡協議会 参加者数：86人 ・栃木市男女共同参画地域推進員との共催により、自治会において、出前講座「ミニ市民のつどい」を開催しました。 1月19日(土) 梅沢第一自治会 参加者数 20人	①7/3、12/12の高校生を対象とした、キャリアデザインと、ワーク・ライフ・バランスの講座については、高校の体育館で実施しました。 これからの将来設計を描くうえで、大変参考になる内容であり、来年度も、ぜひ開催したいと思います。 11/30の「人と人とのより良い関係について考えよう」については、PTA連合会西部ブロック及び寺尾地区児童生徒健全育成連絡協議会を対象とした講座で、DVについての正しい知識を身に付け、問題に対する理解と認識を広めるため、実施しました。 1/16の配偶者暴力について考える研修は、栃木市女団連の会員を対象でしたが、参加者多数で、人と人とのより良い関係についての講座を実施しました。 1/19のミニ市民のつどいについては、男女共同参画地域推進員さん主導による出前講座で、男女共同参画を推進する内容の講座で、来年度もまた、開催したいとの声がありました。	A	
1-6	メディア・リテラシーの育成				市民生活課
	① メディア・リテラシー講座等の開催	児童・生徒・保護者・教職員を対象に、「情報社会のルールや情報モラルの理解」を学習目標とした「インターネットトラブルの対処方法」についての講座を実施しました。 延べ実施回数35回、延べ参加者数4,754人	児童・生徒におけるネットトラブルの未然防止を目指すほか、情報モラル教育の一助となるよう、出前講座等の推進を図ります。	B	
	② 小・中学生等を対象に、インターネットトラブルの防止やスマホ、SNSの使用法など、ソーシャルメディアに関する出前講座等を実施	親子学び合い事業(小中学校等携帯電話講習会)で市内の小・中学校を対象に、ネットトラブルや犯罪等から子ども達を守るために講話を開催した。 講座開催数：3回 受講者数：265人	生徒だけでなく、保護者も参加していただくことで各家庭において考えるきっかけとなり、注意喚起等の啓発をすることができた。 課題としては、親子学び合い事業として栃木市からは3校までしか推薦できないため、実施校を増やせるよう要望していく。	B	生涯学習課
1-7	有害環境浄化活動の推進				生涯学習課
	① 有害情報から青少年を守るための広報啓発活動の実施	①蔵の街サマーフェスタ及びとちぎ秋まつり会場において啓発物資を配布した。また、広報とちぎ(11月号、3月号)での啓発を行った。 実施回数：2回 広報掲載：2回	広報紙への掲載だけでなく、イベント等で啓発活動を実施することにより、有害環境の浄化に対する市民の意識向上を図ることができた。今後も継続していく必要がある。	B	
	② 栃木県青少年健全育成条例に基づく立入り調査の実施	②携帯電話販売店、自動販売機及び書店等の立入り調査を実施し、指導を行った。 実施回数：2回	店舗等への立ち入り調査を実施することにより、有害環境の浄化をすることができた。今後も継続していく必要がある。	B	
	③ 違反広告物除去活動の実施	③少年補導員がブロック塀や建屋等に貼られた有害広告物の排除を行った。 除去枚数：5枚	有害広告物の排除を実施することにより、有害環境の浄化をすることができた。今後も継続していく必要がある。	B	

事業実施状況

1-8	男女共同参画推進条例・男女共同参画基本計画の普及啓発 ① ホームページや各種講演会などによる「栃木市男女共同参画推進条例」の普及啓発及び「とちぎ市男女共同参画プラン」の配布と周知	①男女共同参画プラン第2期計画及び概要版をホームページで公開した。また、庁内イントラネットに掲載した。 各種研修会や講座などの際に、概要版を配布した。	①今後も、継続して情報提供していく。	B	人権・男女共同参画
-----	--	--	--------------------	---	-----------

取組施策(2) 国際的な動向についての情報収集・提供と国際理解の推進

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
1-9	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報収集・提供 ① 男女共同参画関連法案等のホームページや広報等による情報提供と普及啓発の推進	①平成30年3月に策定した、とちぎ市男女共同参画プラン(第2期計画)をホームページで公開し、男女共同参画関連法等について、内容の周知に努めた。	今後も継続して、情報提供していく。	B	人権・画課 男女共同参
1-10	国際ボランティア活動の支援 ① 国際ボランティアの情報収集と市民への情報提供等	① 栃木市総合政策課窓口にて、青年海外協力隊等国際ボランティアのポスター掲示を行った。 日本語教室で活躍する日本語指導ボランティア養成講座(実施回数5回、受講者11人)を行った。	年2回、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアのポスター掲示依頼があり、それにより市民への情報提供としている。 東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れ、外国人観光客の誘致及び対応のため、英語観光ボランティアガイド養成のための支援を行っていく。 今後も、日本語指導ボランティアの講習会等を開催していく。	B	総合政策課
		本市にゆかりのある青年海外協力隊員の派遣及び帰国がなかったため、市長への表敬訪問は実施されなかった。	独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊派遣に関して、広報紙等での啓発を行い、海外ボランティア派遣制度の周知に協力していく。	B	生涯学習課
1-11	外国語指導助手(ALT)の小・中学校への派遣 ① 英語教育推進のための外国語指導助手の小・中学校への配置と小・中学校の連携を図ったコミュニケーション能力の育成 ② 小学校外国語活動及び中学校英語科の学習を通しての国際理解教育の推進	①栃木市内の各小中学校44校にALT20人を派遣して、英語教育の充実と国際教育の推進を図った。	①ALTの活用では、多様な国籍の人材を活用し、児童生徒の国際理解を深めることができた。 令和元年度は、各小中学校44校にALT22人を派遣し、英語教育の一層の充実と国際教育の推進を図る。	B	学校教育課
		②小中学校の教職員を対象とした指導力向上の研修会を実施した。	②外国語教育の研究校を指定し、さらなる充実を図る。	B	
1-12	国際交流の推進 ① 友好姉妹都市との交流の推進 ② 外国人住民と日本人住民の交流イベントの実施	① 姉妹都市留学プログラムにより、エバンズビル市に1人を派遣した。	姉妹都市エバンズビル市との交流において、市民が留学できる場を提供することができた。 今後も更なる国際交流の推進を図るため、交流の仕方について検討していく。	B	総合政策課
		② 外国人住民の積極的な地域活動への参加や多文化共生の地域づくりを目的に、外国籍市民も主体的に交流できるイベントを開催した。 とちぎインターナショナルまつり 参加者数:1200人	とちぎインターナショナルまつりでは、世界の料理のブースやアトラクションブースにより交流を図ることができた。 今後も、市民の国際理解や多文化共生を促進できるイベントを行っていく。	B	

事業実施状況

1-13	外国人住民への生活支援の充実				総合政策課
	① 外国語ができる相談員による外国籍市民生活相談窓口の充実	① 外国人相談窓口の開設 場所: 栃木市役所・栃木市国際交流協会 相談件数: 695件	多くの外国人住民の相談窓口の利用等により、生活支援の充実に寄与することができた。 引き続き、窓口を設置し、外国人住民の支援につなげる。	B	
	② 外国語による市民生活等の情報提供の充実	② 外国人住民向け「広報とちぎ」抜粋版の発行(スペイン語版50部/月・ネパール語版250部/月) 外国人住民向けの多言語ラジオ放送 月1回(英語・中国語・スペイン語・ネパール語・フィリピン語) 防災教室の開催 参加者数: 延べ40人	多くの外国人住民に向けた情報発信を行った。 今後も、外国人住民に必要な情報の提供や講座を開催していく。	B	
③ 日本語教室の開催	③ 日本語教室の開催(2クラス全66回) 受講生: 延べ342人	日本語教室を開催することにより、外国人住民の日本語を習得する機会を提供することができた。 今後も継続して日本語教室を実施する。	B		

事業実施状況

施策の方向 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

取組施策(1) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
1-14	地域での自主的な学習会等の 支援 ① 社会活動を行っているグループへの支援	① 栃木市女性団体連絡協議会へ財政的支援及び運営の支援をした。 男女共同参画自主グループ(1団体)へ財政的支援、その他の男女共同参画自主グループ(5団体)へ情報提供等を行った。	引き続き、男女共同参画を地域で推進するため支援していく必要がある。	B	共人 同権 参・画 課女
		① 生涯学習社会の推進的役割を担う社会教育団体(6団体)に財政的支援をした。	引き続き、社会教育団体の円滑な事業を推進するため支援していく必要がある。	B	生涯 学習 課
	② 生涯学習相談体制の整備	①生涯学習社会の推進的役割を担う社会教育関係団体に財政的支援をした。 栃木地域 6団体 大平地域 4団体 藤岡地域 2団体 都賀地域 4団体 西方地域 2団体 岩舟地域 2団体 ②生涯学習人材バンク登録希望者を募り、登録者情報を作成し、ホームページに掲載するとともに、自主講座を年2回開催し学習の機会を提供した。また、市職員、市民出前講座を開催し、メニューを広報誌に折込み、学習情報を提供した。	引き続き、社会教育団体の円滑な事業を推進するため支援していく必要がある。 ②市民の学習へのニーズに対応するため、より多くの学習情報を提供し、ニーズに合った講座を開催していく必要がある。	B B	公民館課 生涯 学習 課
	女性学級の充実	① 一般教養や技術習得など心豊かな人間性を培う活動の実施、仲間づくりの推進	①各地区内在住の女性を対象に、多忙な日々を送る女性の心身のリフレッシュを図り、生涯学習意欲を高めるために5月～1月にかけて実施した。 【栃木公民館】 受講申込者 (54人) 受講者延べ人数 (276人) 場所 栃木公民館ほか 【大宮公民館】 受講申込者 (30人) 受講者延べ人数 (153人) 場所 大宮公民館ほか 【皆川公民館】 受講申込者 (37人) 受講者延べ人数 (150人) 場所 皆川公民館ほか 【吹上公民館】 受講申込者 (72人) 受講者延べ人数 (183人) 場所 吹上公民館ほか 【寺尾公民館】 受講申込者 (68人) 受講者延べ人数 (168人) 場所 寺尾公民館ほか 【国府公民館】 受講申込者 (89人) 受講者延べ人数 (199人) 場所 国府公民館ほか 【藤岡公民館】 受講申込者 (115人) 受講者延べ人数 (408人) 場所 藤岡公民館ほか 【都賀公民館】 受講申込者 (68人) 受講者延べ人数 (254人) 場所 都賀公民館ほか 【西方公民館】 受講申込者 (45人) 受講者延べ人数 (142人) 場所 西方公民館ほか 【岩舟公民館】 受講申込者 (31人) 受講者延べ人数 (90人) 場所 岩舟公民館ほか	受講生は、各講座に積極的に参加し、受講生同士の交流もふかめられたようである。受講生の多くの方は、毎回この講座に高い関心を示しているため、更に内容を充実させ、満足度の高い講座を実施できるように企画・運営をする必要がある。また、講座の企画・運営として、各公民館同士で連携して講座を実施するなどの工夫を行っている公民館もあり、今後とも連携した講座の開設を継続していく。	B

事業実施状況

<p>1-16</p>	<p>高齢者学級の充実</p> <p>① 一般教養や技術習得など心豊かな生活や生きがいに関する学習活動の実施</p>	<p>①各地区内在住の高齢者を対象に、共に学び、励ましあい、より充実した人生を送るために、5月から翌2月にかけて講座を実施した。 【栃木公民館】開催回数 5回 受講申込者 (431人) 受講者延べ人数 (1,179人) 場所 栃木公民館ほか 【大宮公民館】開催回数 8回 受講申込者 (170人) 受講者延べ人数 (549人) 場所 大宮公民館ほか 【皆川公民館】開催回数 7回 受講申込者 (34人) 受講者延べ人数 (139人) 場所 皆川公民館ほか 【吹上公民館】開催回数 6回 受講申込者 (118人) 受講者延べ人数 (359人) 場所 吹上公民館ほか 【寺尾公民館】開催回数 7回 受講申込者 (123人) 受講者延べ人数 (399人) 場所 寺尾公民館ほか 【国府公民館】開催回数 8回 受講申込者 (90人) 受講者延べ人数 (324人) 場所 国府公民館ほか 【藤岡公民館】開催回数 9回 受講申込者 (39人) 受講者延べ人数 (244人) 場所 藤岡公民館ほか 【都賀公民館】開催回数 9回 受講申込者 (46人) 受講者延べ人数 (227人) 場所 都賀公民館ほか 【西方公民館】開催回数 12回 受講申込者 (39人) 受講者延べ人数 (191人) 場所 西方公民館ほか 【岩舟公民館】開催回数 13回 受講申込者 (73人) 受講者延べ人数 (214人) 場所 岩舟公民館ほか</p>	<p>講座は、健康、郷土の文化、交通安全、特殊詐欺など、高齢者に学んでいただきたい内容を中心に実施した。どの講座においても、受講生が一体となり積極的に学ぶ様子が見られた。今後も、高齢者が直面する問題や興味関心のあるテーマを設定し、受講者の生きがいづくりに寄与できる講座を実施していく。</p>	<p>B</p>	<p>公民館課</p>
<p>1-17</p>	<p>家庭教育に関する講座の充実</p> <p>① 家庭教育の意識の高揚を図るため親として必要な知識、技術、態度などの学習の場を提供</p>	<p>市内保育園、認定こども園、子育て支援センター、小規模保育施設、小学校及び中学校等において県教育委員会主催の家庭教育オピニオンリーダー研修修了者等が講師となる家庭教育学級を実施した。 保育園:延べ13園[受講者数:531人] 認定こども園9園[受講者数:262人] 子育て支援センター1施設[受講者数:19人] 小規模保育施設1施設[受講者数:19人] 就学時健診:延べ14校[受講者数:350人] 小学校:延べ30校[受講者数:1148人] 中学校:3校[受講者数:108人] 家庭教育講演会1回[受講者数:285人]</p>	<p>家庭教育学級は、本市の子どもが、「たった一度のかけがえのない人生を、幸せに生きる力、人間としての力」を身につけることができるよう、親の子育ての力量や家庭教育力を高めることを目的に実施している。今年も小規模保育施設(0~3歳児まで保育:定員19人)で講座を昨年度に引き続き実施することができた。全体的に参加者の受講満足度は高かったが、男性の参加者が少ないことから、今後においては、男女共同参画の視点に立った開催を検討する必要がある。</p>	<p>B</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>1-18</p>	<p>家庭教育関係リーダーの育成</p> <p>① 地域の子育てを支援するために、県教育委員会主催の家庭教育オピニオンリーダー研修会等に受講者を推薦</p>	<p>栃木県で開催している、家庭教育オピニオンリーダー研修に1人、家庭教育支援プログラム指導者研修に2人、下都賀地区親学習プログラム指導者フォローアップ研修(下都賀地区家庭教育支援者研修会)に20人参加した。 親学習プログラム指導者に、就学時検診時及び家庭教育学級において講師を依頼した。 就学時検診時:12回、家庭教育学級:13回</p>	<p>家庭教育を推進するため、家庭教育オピニオンリーダー研修修了者(親学習プログラム指導者)に講師をしていただいた。今後も、親学習プログラムを活用する機会を確保する。</p>	<p>B</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>1-18</p>	<p>② 修了生による「オピニオンリーダー会」等の活動を支援</p>	<p>各地域を拠点として活動しているオピニオンリーダー会と市教育委員会との共催事業を開催した。 【栃木家庭教育オピニオンリーダー会CARPA】 2講座 受講者数 92人 【藤岡家庭教育オピニオンリーダー会どーなつクラブ】 2講座 受講者数 138人 【都賀家庭教育オピニオンリーダー会らっこクラブ】 1講座 受講者数 44人 【西方家庭教育オピニオンリーダー会「こーらす」】 1講座 受講者 33人</p>	<p>今後とも各団体のテーマである親子のふれあい事業などを中心とした家庭教育の活動が充実かつ円滑に実施できるよう指導・助言を行っていく必要がある。</p>	<p>B</p>	<p>公民館課</p>

事業実施状況

1-19	家庭教育に関する相談体制の充実				
	① 母子・父子自立支援員兼婦人相談員の資質の向上	母子・父子自立支援員兼婦人相談員(3名)が資質向上のため研修会等に参加した。	引き続き、支援を必要とする方に対し、相談員のスキルアップに努め、相談しやすい体制づくりを心掛ける。	B	子育て支援
	② 非行や不登校等、青少年問題相談の実施	来所相談、電話相談、FAX相談、いじめ電話相談の4種類で対応し、相談者の悩みや心配ごとに対して助言等を行った。 相談件数:16件	様々な家庭環境の影響により、相談される内容も複雑化してきていることから、関係機関と連携・情報共有を密にしていける必要がある。	B	生涯学習課
③ 青少年相談員の資質の向上	国立オリンピック記念青少年総合センターで開催される全国青少年相談研究会に参加し、分科会等で他県の関係機関とグループワークを実施し、資質の向上を図った。	研修会に参加することにより相談業務の資質の向上を図ることができた。課題として、近年ネットトラブル等の問題が増加しているため、その点についても知識を深める必要がある。	B		

取組施策(2) 学校等における男女平等教育の推進

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
1-20	人権教育の充実				学校教育課
	① 学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力等、人権意識を高める人権学習の充実	①市内すべての小中学校において、人権尊重の精神の涵養を目的に、学校の教育活動全体を通じて、人権教育を推進している。	①令和元年度も各学校で、教育活動全体を通じて人権教育を推進する。	B	
	② 教職員の資質の向上を図るための研修の推進	②平成30年度には、大平中学校と大平東小学校、大平西小学校を人権教育研究校に指定し、地域や学校の実情に応じた人権教育の在り方を研究し、市内公開研究発表会を行った。	②令和元年度も大平中学校と大平東小学校、大平西小学校の人権教育研究校の2年目として、研究成果の普及を図る。	B	
1-21	保育園等の職員研修の充実				保育課
	① 保育園等の職員研修で男女平等問題について取り上げ、一貫性を持った男女平等教育を推進	①各保育園において職員を対象に人権研修を実施。家庭における一人ひとりの人権等、保育園・認定こども園にとってより身近でありながら、男女共同参画の視点も含むテーマを選び、職員の人権意識の高揚を図った。	各園で実施する人権研修の内容について、男女共同参画の視点を盛り込む園が昨年より増えたため、今後も内容について深く考慮していく。	B	
1-22	男女平等の観点でのキャリア教育の充実				学校教育課
	① 学校教育全体を通じて、子どもの発達段階に応じた一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進	①小学校の校外学習や中学校の職場体験学習を通して、性別にとらわれることなく広い視野にたつて、自己の特性や適性を見つめた進路選択ができる授業を目指した。	今後も、従来の固定的な性別役割分担意識が影響することの無いよう、進路指導の充実にも努める。	A	
1-23	男女の自立を促す技術・家庭科教育の推進				学校教育課
	① 中学校の技術・家庭科の学習において、男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たす重要性を学ぶ技術・家庭科教育の推進	①市内すべての小中学校で教科等の授業時間や学校行事等の時間を活用したボランティア活動を推進している。	令和元年度も各校が学校や地域の実情に応じたボランティア活動を実施することにより、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育てていく。	B	

事業実施状況

(4) 施策事業実績・評価

<p>【実施状況の評価基準】 事業の内容が達成されたかどうか、担当課が自己評価</p>
<p>評価 (2018年度の計画・目標に対して)</p> <p>A 当初の計画・目標以上に事業が進められた</p> <p>B 当初の計画・目標どおりに事業が進められた</p> <p>C 当初の計画・目標を下回り、見直しを要する</p> <p>D 事業の計画は進めているが、実施できていない</p>

基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり
(ワーク・ライフ・バランスの推進)

施策の方向 1 地域・社会における男女共同参画の推進

取組施策(1) 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
2-1	各種審議会等への女性委員の登用の促進 ① 女性の登用状況調査を実施し、女性登用の推進に向けて働きかけを実施	①庁内における各委員会等への女性の参画状況の調査を実施し、結果を全庁へ配布すると共に、女性参画の拡大について依頼しました。 平成30年4月1日現在 ・各種審議会等委員に占める女性の割合 31.5% (前年度31.6%) ※(地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等と地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等) ・女性委員のいない審議会等の数 (その他規則、要綱等により任意設置の審議会、協議会、懇談会等も含む) 10/112 割合 8.9 % (前年度 11/111 割合9.9 %) 平成28年度に制定した「審議会等委員への女性登用推進要綱」に基づき、30%未満の審議会等について報告書の提出を求め、女性の積極的な登用を呼び掛けた。	委員会等における女性登用の調査結果を庁内にお知らせし、女性登用の促進について理解を求めた。 その結果、平成30年度の目標である30%を達成することができました。 平成30年度に、「審議会等委員への女性登用推進要綱」の一部を変更し、平成31年度からについては、35%未満の審議会等について報告書の提出を求めるようにした。 今後も、進捗状況、各委員会のヒアリング状況を参考にしながら、各委員会事務局担当課と連携し、さらに女性の登用を増やす方法を検討していきます。	A	人権・男女共同参画課
2-2	小・中学校管理職への女性教員の登用の促進 ① 校長・教頭の選考試験受験奨励の実施	①校長を通して、該当者へ校長・教頭・主幹教諭の選考試験受験を周知した。	①女性教員の管理職登用の人事権は、県教育委員会にあるため、引き続き、積極的に受験をするよう情報提供を行う。	B	学校教育課
2-3	自治会等の地域活動団体役員への女性登用の促進 ① 自治会、PTA、育成会等の地域活動団体役員への女性登用の促進のための広報・啓発	①・自治会長に占める女性の割合 平成30年4月1日現在 14人/473人 3.0 % (前年度 14人/472人 3.0 %) ・PTA会長に占める女性の割合 平成30年4月1日現在 5人/44人 11.4% (前年度 3人/44人 6.8%) ・「自治会活動の手引き」に、地域活動における女性登用及び男女共同参画の重要性について掲載した。 ・自治会、PTA会長の女性登用率について把握し、情報を公開した。 ・プラン概要版において、女性の積極的な参画を呼び掛けた。	①自治会や、PTA等の人事については、各団体にゆだねられているので、女性の登用率をあげるのは難しいが、今後も「出前講座」や「ミニ市民のつどい」チラシ配布等の啓発活動を行いながら、長期的に取り組んでいく。	B	人権・男女共同参画課

事業実施状況

<p>2-4</p>	<p>人材育成事業の推進</p> <p>① 「とちぎ市男女共生大学」を開設し、男女共同参画社会の実現に向けて行動する人材を育成</p> <p>② 男女共同参画に関する研修会参加者や男女共同参画を推進する各種グループ、団体の活動支援と情報提供</p>	<p>①市民等を対象に、男女共同参画社会の実現に向けて行動する人材を育成するために、男女共同参画をテーマとする8回の連続講座「とちぎ市男女共生大学」を5月から10月に開催。 受講生：45人 延べ受講者：146人</p> <p>②・栃木市女性団体連絡協議会と共同して様々な研修を実施するなど、活動支援を行った。 ○1/16「人と人とのより良い関係～配偶者暴力について考える～」 対象：栃木市女性団体連絡協議会 参加者：86人</p> <p>・おおひら男女共同参画をすすめる会と協力して男女共同参画週間事業の啓発活動を行った。 ○6/16 「おおひら男女共同参画のつどい」開催 参加者：60人 内容 講話「女性も男性も幸せな未来～主婦はつくられたもの！そして今～」 講師 宇都宮共和大学シティライフ学部 特任教授 鈴木健一 氏 ○パネル展示 大平図書館 6/15 ～ 6/30</p>	<p>①「フェミニズムを貫いた作家・吉屋信子」、「仕事も家庭も上手く廻り出すイマドキ子育て世代の「育キヤリ」実践術」、「とちぎ地域で活躍する子育て世代」など、幅広い分野での講座を企画した。 受講者からの評判は良いが、「とちぎ地域で活躍する子育て世代」は、幅広い年齢の方を対象にした講座にも関わらず、子育て世代のみ対象と思われ受講者が少なかつたため、講座の題名も考えたほうが良いと思われます。 来年度は、幅広い年齢の方が多数参加して下さるよう、共生大学のチラシを工夫して、広報活動を積極的に行いたいと思います。</p>	<p>B</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>
<p>2-5</p>	<p>地域活動におけるリーダーの育成</p> <p>① 学習機会の情報提供や国や県・関係機関実施の研修会・会議への参加支援</p> <p>② 地域リーダー(男女共同参画地域推進員等)の育成</p>	<p>①栃木県女性団体連絡協議会、栃木県、公益財団法人とちぎ男女共同参画財団主催の「とちぎ県民のつどい」への参加を支援した。 6/23 とちぎ県民のつどい 参加者12人 講演：「自立して生きるとは？～女性として、監督として」 講師：松井久子氏(映画監督)</p> <p>栃木県主催の「女性の地域活動推進セミナー(女性教育指導者研修)」や「家庭教育オピニオンリーダー研修」、「地域元気プログラム活用研修」等への周知と募集を行った。</p> <p>②・「ミニ市民のつどい」を開催した。 1/19 梅沢第一自治会 参加者 20人 ・6月の「男女共同参画週間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」に街頭啓発を行った。 ・視察研修や交流会を実施した。 6/23 とちぎ県民のつどい 参加者 12人 ・男女共同参画に関する標語の選定や、「とちぎ市男女共同参画のつどい」の企画・進进行を市と協議で実施した。 ・ホームページ等により地域推進員の周知と募集を行った。</p>	<p>①今後の啓発活動に役立て、本市の更なる男女共同参画の推進を図るため、引き続き、研修会等への参加支援を行う必要がある。</p>	<p>B</p>	<p>人権・画課女共同参</p>
		<p>今後も、本市の更なる男女共同参画の推進を図るため、引き続き、研修会等への情報提供を行っていく。</p>		<p>B</p>	<p>生涯学習課</p>
			<p>②地域推進員の自主的な活動を推進するため、その活動に対し、連携や情報提供等の支援を引き続き行う必要がある。</p>	<p>B</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>

事業実施状況

取組施策(2) 地域における男女共同参画の促進

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
2-6	<p>市民活動等への男女の参加を促進するための啓発</p> <p>① 幅広い年齢層の男女の意見が反映されるよう、テーマ別広聴やまちづくり懇談会への参加の働きかけの実施</p> <p>② 市民活動に関心を高め参加を促進するため、とちぎ市民活動推進センター「くらら」による講座の開催</p>	<p>①</p> <p>○まちづくり懇談会ふれあいトーク 市長をはじめとする市執行部が、市民の市政に対する意見・提案等を直接聴くことにより、課題等を共有し、市政に反映することを目的に開催した。 ・市内各地で19回開催 参加者延べ1,365人</p> <p>○子育て世代ふれあいトーク 子育て世代のニーズあるいはご意見等を子育て支援施策に活かすとともに、本市の進める子育て支援施策について、理解を深めてもらうことを目的として実施。 ・場所: 栃木保健福祉センター 参加者30人</p> <p>○若者世代ふれあいトーク 若者世代のニーズあるいはご意見等を施策に活かすとともに、本市の進めるまちづくりについて理解を深めてもらうことを目的に実施。 ・場所 國學院大學栃木学園教育センター 参加者13人</p> <p>○高校生夢トーク 高校生の自由な発想をまちづくりに活かすとともに、高校生が行政課題に関わる機会を創出し、主権者として社会に参画していく意欲の向上に寄与することを目的とする。 ・場所 栃木市役所1階市民スペース 参加者22人</p> <p>②</p> <p>○高校生のためのボランティア講座「蔵の街高校生ボランティアスクール」の開催 ・期間: 7月31日～8月9日 参加者延べ17人</p> <p>○「くららで話そ！」の開催(全24回) 市民活動の実践者や様々な市民をゲストスピーカーに招き、交流や協働につながる語らいの場をつくった。毎月9日と19日に開催した。 ・場所: くらら 参加者延べ381人</p> <p>○都賀交流さろん「つがびと会議」 都賀町に出向き、福祉・教育や自治会・まちづくり実働組織などに携わる地域住民や市民が集い、お互いの活動を知り合い、これからの都賀町の地域づくりについて対話を深めた。 ・期日: 9月7日 場所: 都賀公民館 参加者24人</p>	<p>まちづくり懇談会ふれあいトーク参加者の性別は男性が多い。また、年代も50代以上の方が多いため、女性や若い世代を対象にしたふれあいトークを実施した。 実施してみて、それぞれの世代や性別においての市政に対する意見や要望などを把握することができたが、各世代共通ではないことも分かった。そのため、今後は、各世代が感じる問題意識を共有、若しくは理解し合い、今後の市政への方向性を探ることを目的として、様々な世代が一堂に会し、市の執行部と話し合うふれあいトークを実施していきたい。</p>	B	シティプロモーション課
			<p>○社会福祉協議会のバスを借り、市内の公共施設や蔵の街を見学した。 ○男女とも幅広い世代の方々に参加いただいた。 ○次年度以降は実働組織において引き続き実施することとなった。</p>	B	地域づくり推進課
2-7	<p>各種ボランティアの養成・研修・支援</p> <p>① 社会福祉協議会が実施するボランティア活動事業への支援</p> <p>② とちぎ市民活動推進センター「くらら」により市民活動団体のエンパワーメントを高めるための講座を開催</p>	<p>① ボランティアに関する問合わせや相談があった際に、市社会福祉協議会が行っているボランティア登録制度について案内した。</p> <p>②</p> <p>○活動紹介のためのパネル作り講座 ・期日: 6月17日 場所: くらら 参加者: 7人</p> <p>○協働のまちづくりセミナー「まちの協働: 神山町の場合」 ・期日: 7月9日 場所: 国府公民館 参加者: 81人</p> <p>○高齢者福祉施設の職員と市民活動団体との交流会 ・期日: 7月29日 場所: くらら 参加者: 8人</p> <p>○都賀交流さろん「つがびと会議」 ・期日: 9月7日 場所: 都賀公民館 参加者: 24人</p> <p>○協働のまちづくりセミナー「これって協働? 若手職員から見た栃木市」 ・期日: 1月29日 場所: 国府公民館 参加者: 63人</p>	<p>ボランティアのニーズやボランティア団体等の情報について、社協とより一層の情報共有を図る。</p>	B	福祉総務課
			<p>団体の活動紹介や運営に役立つ講座のほか、高齢者福祉と教育に関する施設・機関と団体・市民との交流を促した。</p>	B	地域づくり推進課

事業実施状況

2-8	生涯学習施設等の活用促進				
	① コミュニティ施設や各公民館等公共施設の利用の促進	① 栃木第三～五地区コミュニティセンターの適切な管理運営を行い、利用の促進に努めた。	今後も引き続き利用の促進に努める。	B	生涯学習課
	② 生涯学習の一助として広く情報収集の場となるような図書館資料の充実	② 生涯学習の一助として広く情報を収集するため、栃木市図書館資料収集方針・選定基準に基づいて、資料選書委員会を開催し、年間を通して、定期的・計画的に資料の収集に努めた。	栃木市図書館6館の、地域の特性を活かした資料収集を進めるとともに、定期的・計画的な資料の収集に努める。	B	生涯学習課
2-9	市民活動推進センターの充実				
	① 市民活動を推進するための相談や情報の収集と提供、団体の交流促進、講座の開催	① ○くらはフェスタの開催 利用者の交流・連携を図り、市民活動を広く市民に周知するためのフェスタを開催した。 ・3月17日 場所:くらは 来館者延べ400人 ○利用者協議会 ・利用者協議会全体会議 期日:6月9日 場所:国府公民館 参加者76人 ・くらの大掃除&交流会 期日:9月16日 場所:くらは 参加者35人 ・利用者協議会視察研修会 期日:10月5日 参加者16人 ○施設の運営 ・団体の設立、運営、市民活動や地域に関する相談対応 ・くらは情報紙の発行(計13回) ・掲示スペースでの情報発信 ・ホームページ、SNSでの情報発信 ・登録団体の活動を紹介するパネルやファイルの掲出 ・市民活動に関する新聞記事の切り抜きとファイリング ・関係機関との連携	平成26年度から、各地域の公民館に設けた「くらはコーナー」では、登録団体のチラシ等が設置でき、活用いただいている。SNSによる情報発信により、若い世代の利用者・来館者が増えている。若い世代や各地域の団体とも交流を図りながら、より良い運営を考えていきたい。	B	地域づくり推進課
2-10	男女共同参画に関する活動団体への支援と連携				
	① 男女共同参画を推進する活動グループや団体の支援と連携	① 栃木市女性団体連絡協議会へ財政的支援及び運営の支援をしました。 男女共同参画自主グループ(1団体)へ財政的支援、その他の男女共同参画自主グループ(5団体)へ情報提供等を行いました。	今年度から、4地域にあった女性団体連絡協議会をひとつにまとめました。 男女共同参画を推進するために、女性団体連絡協議会の事業を来年度は、増やしていき、引き続き支援していく必要があります。 自主グループに関しては、引き続き支援していく必要があります。	B	人権・画男女共同参
	② 市民が地域の社会づくりに参画、自主的に活動できるような社会教育関係団体の支援と連携	② 栃木市地域女性会連絡協議会、とちぎ地域女性連絡協議会の事務局として支援・連携を図った。 女性の資質と地位向上を図り、地域社会に貢献し地域の発展に寄与することを目的とし、各種まつりへの事業協力、研修会の実施、新入学児童への愛の鈴、雑巾の配布等の活動をしている。	各地区女性会の情報や実施事業を共有することで、充実した活動を行うことができた。今後も同様の活動を実施する。	B	生涯学習課

事業実施状況

2-11	ボランティア活動の推進				
	① 女性団体や行政、事業者が協働し、環境保全、消費生活意識向上等の啓発活動を実施	①環境課主催の、「エコライフインとちぎ」に、栃木市女性団体連絡協議会が協力し、来場者を対象に、「エコバックづくり」を開催した。	①来場者に好評で、来年度も、同じ催しがあつたら、同様の活動実施を考える。	A	女人権課 共同・参男
		平成31年2月9日(土)に栃木文化会館で開催した「エコライフinとちぎ」において、栃木市女性団体連絡協議会の協力を得て、「エコバック作り」を行いました。(当日整理券を配布し、先着100名を対象。参加費に関しては無料。)	来年度も「エコライフinとちぎ」を開催する予定なので、同様の活動実施を考えていきたい。	A	環境課
	・自治会等へ出前講座を実施しました。 延べ参加人数465人、延べ実施回数19回 ・5月の消費者月間期間中、市内消費者団体等と協力し、悪質商法等に関するチラシ、啓発物資を市内店舗にて配布しました。 延べ啓発物資配布人数1,250人、実施店舗数10店舗 ・平成31年1月29日(火)栃木市役所正庁で消費者教育講演会を開催しました。参加者68人 ・平成31年2月9日(土)栃木文化会館で消費生活展を開催しました。来場者200人	消費者被害を未然に防止するため、引き続き消費者啓発を行うほか、消費者教育を推進し、「消費生活に関する知識を習得し適切な行動に結びつける実践的能力の育成」を図ります。	B	市民生活課	
2-12	男女共同参画地域推進員への支援と連携	①・栃木市男女共同参画地域推進員との共催により、自治会において、出前講座「ミニ市民のつどい」を開催しました。 1月19日(土)梅沢第一自治会 参加者数 20人 ・男女共同参画社会を目指し普及啓発を図るために、地域において活動する栃木市男女共同参画地域推進員の交流会を開催しました。 1月30日(水)シンポジウム「女性が輝き続けるために」 講師：中村千鶴子 氏(薬剤師) 清田照子 氏(栃木市観光ボランティア) 参加者数：20人 ・6月の「男女共同参画週間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」に街頭啓発を行いました。 ・男女共同参画に関する標語選定や、「とちぎ市男女共同参画のつどい」の運営を市と協働で実施しました。	①・1/19の「ミニ市民のつどい」においては、男女共同参画地域推進員が主になり、出前講座を開催し、大変好評で、来年度もまた実施してほしい等の声がありました。 ・1/30の「男女共同参画地域推進員の交流会」においても、大変好評で、シンポジウム後の、グループワークでは、講師の方も加わり、活発な意見交換が実施されました。 ・「とちぎ市男女共同参画のつどい」では、男女共同参画地域推進員の方が、それぞれに役割を持ち、司会、進行、準備等、つどいのために、尽力されました。 ・来年度も、今年度同様、男女共同参画地域推進員と連携し、各種啓発事業を実施する予定です。	A	人権・男女共同参画課
	② 広報等による地域推進員の周知と募集	②ホームページ等により地域推進員の周知と募集を行いました。また、とちぎ市男女共同参画のつどいの際に、地域推進員の周知と募集のチラシを配布しました。	地域推進員の自主的な活動を推進するため、その活動に対し、連携や情報提供等の支援を引き続き行う必要がある。	B	
2-13	防災における男女共同参画の推進	①男女共生大学 第7回講座において、住民主体の避難所運営に関する講座を実施し、男女共同参画の視点からの避難所運営について啓発を行いました。 9月13日(木)「いざ、災害が起きたら～避難所運営ゲーム体験～」 講師：とちぎ男女共同参画財団 芳村佳子 氏 参加者数：16人	①防災対策に必要な男女共同参画の視点について学習することができました。 地域の防災力を高めるために必要な取組と思われるので、継続して実施していく。	B	人権・参画課 男女共同
		① ○市民の防災意識の高揚を図るため、「防災対策について」・「自主防災組織の設立について」をテーマに、出前講座を実施しました。 実施回数：15回 受講者数：448人 ○市民の防災意識及び関係機関相互の連携強化並びに職員の災害応急対策の迅速化を図るために、防災訓練を実施しました。 参加団体：近隣自治会、消防団、民生委員、陸上自衛隊、婦人防火クラブ、日赤奉仕団、災害応援協定事業者等 参加者数：639人	住民の防災意識の高揚を図るため、出前講座の周知をし受講者数の増加に努めるとともに、防災訓練の実施により、関係機関との連携強化を図ります。	B	危機管理課

事業実施状況

2-13	② 女性や子育て、高齢者のニーズに配慮した「市地域防災計画」の策定や防災対策の推進	②災害対策基本法等の関連する法令の改正及び栃木県地域防災計画の改訂に伴い、地域防災計画の改訂を行いました。	関連する法令の改正等に合わせて、地域防災計画の改訂を行います。	B	危機管理課
	③ 自主防災組織(自治会等)設立の支援	③自主防災組織設立支援のため、「自主防災組織の設立について」をテーマに、自治会等へ出前講座を実施しました。 実施回数 8回 参加者数 210人 防災啓発活動及び防災対策を推進できる防災リーダーを育成するため、防災リーダー研修会を実施しました。 参加者数 23人	自主防災組織の設立推進のため、出前講座を継続して実施します。また、リーダー研修会については、テーマを変えながら、継続して実施します。	B	
	③ 各種団体の運営支援(婦人防火クラブ等)	③婦人防火クラブの運営の支援を行いました。 ○婦人防火クラブの主な活動 ・防災訓練へ参加し、住宅用火災警報器の普及啓発活動を実施 (1)栃木市総合防災訓練10月21日 参加人数9人 (2)栃木市地域防災訓練 2月17日 参加人数8人 ・栃木市消防団通常点検に参加した後、蔵の街大通りで行われるパレードに合わせ、住宅用火災警報器の普及啓発活動を実施 11月4日 参加人数16人 ・全国火災予防運動に伴い市内の各スーパーにて住宅用火災警報器の普及啓発活動を実施 秋季11月13日 参加人数10人 春季 3月4～5日 参加人数21人 ・栃木市消防フェアにて各ブース分かれ来場者に火災予防啓発グッズの配布を実施。 1月20日 参加人数10人	住宅用火災警報器の設置率向上のため、各イベントで普及啓発活動を実施した結果、設置率が73%から77%に向上しました。また全国的にみると設置率が高くはないので引き続き普及啓発活動を実施します。また、既存住宅への設置が義務となつてから10年が経過するので、維持管理についても力を入れて活動し、火災予防思想の高揚を図りたいと思います。今後も引き続き婦人防火クラブの支援をしていく必要があります。	A	予防課

事業実施状況

施策の方向 2 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の促進

【栃木市職業生活における女性活躍推進計画】

取組施策(1) 男女共に働きやすい環境の整備

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
2-14	働く場における男女共同参画に関する啓発の推進 ① 男女雇用機会均等法の周知を図るとともに、男女格差の解消や女性が働きやすい職場環境の整備についての周知、啓発の実施 ② 栃木市就業安定対策協議会による職場啓発活動のための資料提供、各種研修会等の開催及び情報提供	①6月の男女雇用機会均等月間を市ホームページで情報提供し、意識の高揚を図った。	就労の場において働く人が性別により差別されることなく、個人として尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を推進するため、引き続き、情報提供を行う。	B	商工振興課
		②栃木市就業安定対策協議会による、企業で働く人のための人権啓発冊子「CSR(企業の社会的責任)」を市内事業所642社に送付し、事業所における人権啓発を図った。	事業所内の人権意識の向上に寄与した。今後も、引き続き、多くの事業所の人権啓発冊子「CSR」を配布し人権啓発に努める。	B	
2-15	男女共同参画に積極的に取り組む事業所等の取組促進 ① 仕事と家庭の両立支援のための職場環境づくりに積極的に取り組む事業所等の紹介及び取組の促進	①従業員の仕事と子育ての両立支援や、地域における子育て支援に取り組む(取り組もうとする)企業を、子育て応援企業として登録し、市民への周知を行った。 子育て応援企業登録数:77企業	子育て応援企業の新規登録は増加しており、今後も、市広報紙・ホームページ等で周知を行い、新規登録事業者の増加を図る。	B	子育て支援課
		栃木県が実施している、従業員の仕事と家庭の両立を応援する「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」企業の募集を市ホームページで周知を図った。 平成30年度、「仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」が可能な雇用環境の実現につなげることを目的としたこの制度に、市内で12事業所が新たに登録した。	今後も、市広報紙・ホームページ等で周知を行い、新規登録事業者の増加を図る。 現在、市内で51事業所が登録しており、引き続き、登録事業所が増えるよう周知に努める。	B	
2-16	働く場における労働環境向上のための啓発 ① 「短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律(パートタイム労働法)」など関連法の情報提供 ② 労働者の福利厚生制度等の充実 ③ 事業所に対し、労働条件向上に向けた助成制度の周知、非正規雇用から正社員への転換あるいは正社員としての求人募集の啓発	①労働関係法規の改正等、国・県より情報を得た際には、関係する情報を市ホームページにおいて情報提供を図った。 勤労者、雇用主双方へ向けた、アルバイトの労働条件の確認と改善を促すパンフレットを商工振興課窓口を設置するとともに市ホームページに掲載した。	今後も広く情報収集し、その都度、情報提供を図る。 高校生や大学生といった労働に関する法律に詳しくない若者にも情報が伝わるような周知方法を考えたい。	B	商工振興課
		②ウェルワークとちぎの周知を図るため、本庁商工振興課並びに各総合支所担当課窓口以案内チラシ等を設置した。 ・中小企業退職金共済制度については、広報とちぎや市ホームページにおいて、情報提供を図るとともに、窓口でチラシ等を設置した。	ウェルワークとちぎの加入者数は増加しており、今後も、ウェルワークとちぎと連携を図り、さらなるサービス内容の充実等により、加入促進を図る。 また、中小企業退職金共済制度についても、引き続き情報提供を行う。	A	
		③事業所向けの雇用関係助成金について市ホームページ等で周知を図った。また、正社員求人を対象とする中高年者合同就職面接会を開催するなど正社員の雇用拡大に取り組んだ。	今後も助成制度や労働関係法規等を市ホームページで周知することにより労働者の労働条件や労働環境の改善を促す。	C	

事業実施状況

2-17	働く場におけるハラスメント防止対策の推進				
	① 男女ともに働きやすい環境を推進するため、ハラスメント防止対策についての周知・啓発の実施	①・男女共に働きやすい職場環境づくりを推進するため、ハラスメント防止のための研修会を実施した。 ・栃木市就業安定対策協議会による、企業で働く人のための人権啓発冊子「CSR」を市内事業所642社に送付し、セクシャル・ハラスメント防止のための啓発を含む事業所における人権啓発を図った。	事業所内のセクシャル・ハラスメント防止等の啓発が実施できた。今後も、事業所への人権啓発冊子「CSR」の配布や研修会の開催等啓発に努める。	B	商工振興課
	② 相談体制の充実	②国や県などで実施している各種の労働相談に関する案内チラシを窓口に設置するとともに、市ホームページで周知を図った。	引き続き広報紙や市ホームページ、チラシを活用し情報提供を行う。	B	
	③ 特定職業従事者に対するハラスメント防止のための啓発	①職場環境づくりのために、ハラスメント研修を実施した。 1/21、1/23 参加者：係長以上の職等 93人	職員のハラスメントに対する認識を深め、ハラスメントの起こらない職場環境をつくるために、係長以上の職員を対象に研修を実施した。	B	職員課
		③男女共同参画に関する人権侵害の相談を受け付ける制度として、セクシュアル・ハラスメントなどの被害相談を受け付けている旨、市のホームページから法務省のホームページにリンクし、紹介した。 また、とちぎ男女共同参画センター相談ルームのチラシを窓口に置いた。	③これからもセクシュアル・ハラスメント防止のために継続して情報提供していく。	B	人権参画課 男女共同
2-18	職業能力向上のための支援				
	① 高等産業技術学校への運営支援及び労働者等への情報提供	①栃木共同高等産業技術学校等の生徒募集を広報紙に掲載するとともに、窓口に募集案内チラシを設置し情報提供を図った。 また、県立県南産業技術専門校の生徒募集リーフレットや関東職業能力開発大学のセミナー関係のパンフレット等を窓口に設置するとともに、市ホームページで情報提供を図った。	今後も、各学校・専門校の生徒募集時期などに情報提供を図るとともに、技術の習得と向上の促進に関するセミナー等の情報提供を図る。	B	商工振興課
2-19	仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)のための支援				
	① 「ワーク・ライフ・バランス」研修会の開催や「仕事と家庭の両立セミナー」等の講演会の情報提供	①・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、栃木市就業安定対策協議会、栃木市企業連絡協議会と共催し、事業所等を対象に講演会を開催した。 ・仕事と家庭の両立支援のための、国、県が開催する過重労働解消セミナーや女性の働き方セミナー等の案内チラシを窓口に設置し情報提供を図った。 ・国、県等で発行するワーク・ライフ・バランスに関するチラシを窓口に設置するとともに、市ホームページで情報提供を図った。	今後も、ワーク・ライフ・バランスを推進するための講演会を開催するとともに、国、県等の情報を受けた際には、案内チラシ等を窓口に設置するとともに、市ホームページにおいて情報提供を図る。	B	商工振興課
	② 男女が働きやすく、育児、介護、地域活動に参加するための制度等の情報提供や先進事例等の紹介	②従業員の仕事と家庭の両立、女性の活躍を目指している「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」について市のホームページ内に県のホームページのリンクを貼り周知を図るとともに、働き方改革やワークライフバランスについてのパンフレットを商工振興課窓口に設置し周知を図った。	今後も市ホームページやパンフレットを用いて情報提供を行う。良い取り組みを行っている企業や事例などの紹介も行う必要がある。	C	
③ 介護離職防止のための事業所への中小企業介護相談員の派遣	③栃木市中小企業介護相談員派遣事業に関するチラシを栃木商工会議所、市内各商工会の会員事業所等に配布するとともに市のホームページに掲載し周知を図った。	介護相談員派遣事業を活用する企業がなかったため、周知の方法を見直すか、事業自体の見直しを図る必要がある。	C		

事業実施状況

2-20	<p>起業のための支援</p> <p>① 空き店舗活用支援やビジネスプランコンテスト等による支援</p>	<p>①蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト ・市内で創業を目指す方等からビジネスプランを募集し、優秀なプランには事業化を支援するための奨励金を贈呈した。 また、創業を目指す女性や若者等の創業における課題を解消するため、関係機関と連携して伴走型の支援を行った。 ・応募総数13件 ・創業支援特別講演会(8月29日) ・ブラッシュアップセミナー(10月9日) ・若手経営者との意見交換会(11月22日) ・ブラッシュアップ個別相談会(11月29日) ・プレゼンテーション審査会・表彰式(12月21日) 奨励金:【総額150万円】最優秀賞80万円、女性特別賞30万円、若者特別賞30万円、優秀賞5万円×2名 ・ステップアップ個別相談会(2月13日)</p>	<p>・ビジネスプランコンテスト受賞者のうち、応募時点で未創業であった3名のうち2名が創業を実現した。 ・空き店舗活用やビジコンにより新規創業に一定の効果が上がっているが、今後は、創業者へのさらなるフォローアップに取り組む。</p>	B	商工振興課
2-21	<p>就業・再就職に関する支援</p> <p>① 窓口における求人情報の提供</p> <p>② 労働局や県等が主催する合同企業面接会の周知</p> <p>③ 公共職業安定所等との連携による合同面接会・説明会の開催や就職・再就職相談の実施</p> <p>④ 求職者のための巡回相談会等の開催</p>	<p>①毎週発行している、ハローワークとちぎ求人情報を商工振興課窓口・本庁2階ロビー・各総合支所並びに関係施設に設置し情報提供を図った。</p> <p>②栃木県や栃木労働局等の主催による合同面接会等の情報を広報紙や市ホームページ、窓口にチラシを設置し周知を図った。</p> <p>③ハローワーク栃木と共催で大卒等の若者を対象とした合同就職面接会、中高年を対象とした合同就職面接会を開催し、その際に相談コーナーも設けた。</p> <p>④毎月開催されている小山労政事務所主催の求職者のためのとちぎジョブモール巡回相談会を市ホームページや窓口にチラシを設置し周知を図った。 また、平成30年度は栃木市役所を会場として2回開催した。</p>	<p>効果が高いので、引き続き情報提供を行うとともに、栃木地区雇用協会との連携を強化し、更に広く情報提供を図る。</p> <p>引き続き情報提供を行う。</p> <p>今後も、ハローワーク栃木と連携を図り、若年者合同就職面接会、中高年者合同就職面接会を開催する。前年の経験を活かし周知の方法や面接会の運営を改善する。</p> <p>今年度も、栃木市役所を会場として年2回開催する。</p>	B B C B	商工振興課
2-22	<p>長時間労働の是正、休暇取得促進の啓発</p> <p>① 関係機関と連携して「労働時間適正化」キャンペーン等の労働時間短縮についての啓発や、先進事例の紹介等の実施</p> <p>② 有給休暇の取得促進のための啓発</p>	<p>①・「労働時間適正化」キャンペーン等、厚生労働省のホームページを市ホームページ上にリンクを貼り労働時間短縮の啓発を行った。 ・長時間労働の弊害や時期を捉えた年次有給休暇の取得促進等仕事と家庭の調和に向けた国や県で発行する各種チラシを窓口に設置するとともに、市ホームページで周知を図った。</p> <p>②・「仕事休もつ化計画」や「年次有給休暇の計画的付与制度」などについて市ホームページやチラシで周知することで有給休暇の取得を促した。 ・労働関係法規の改正等、国・県より情報を得た際には、関係する情報を市ホームページにおいて情報提供を図った。</p>	<p>国や県等の関係機関と連携し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知や労働基準法が改正された際には、随時、情報提供を図る。</p> <p>今後も広く情報収集し、その都度、情報提供を図る。</p>	B B	商工振興課

事業実施状況

2-23	育児、介護休業制度等の普及・啓発				
	① 仕事と家庭を両立することができるよう、育児・介護休業制度の普及促進のための周知や先進事例等の紹介等の実施 ② 「次世代育成支援対策推進法」の周知	①H29年1月より施行された、改正育児・介護休業法や、改正男女雇用機会均等法に関する情報について、市ホームページ上に、厚生労働省のホームページのリンクを貼り、制度についての情報提供を図った。 平成27年から平成31年の計画期間で策定した栃木市子ども・子育て支援事業計画の中で栃木市の子育ての取組支援を全庁的に進めた。	最新の情報を提供できるよう、情報の収集に努めるとともに、経済団体等と連携し情報提供を図る。	B	商工振興課 子育て支援課
2-24	多様な働き方を可能とする就業条件整備等の啓発 ① 多様な就職条件の整備を推進するため事業主を対象とする労働教育講座等についての情報提供	①労働局などが主催するセミナー等の情報を市ホームページに掲載、商工振興課窓口にパンフレットを設置することで周知を図った。	働き方の多様化に関しては今後も進んでいくと考えられるので、労働に関する法律の周知とともに、事業主を対象としたセミナーや講座に関してもホームページやパンフレット等を用いて参加を促していく必要がある。	B	商工振興課

取組施策(2) 働く場等における女性の活躍推進の支援

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
2-25	働く女性を応援する各種講座等の開催 ① 勤労者福祉施設等における就職や再就職に役立つ講座、家庭生活との両立支援のための講座の開催	①勤労者総合福祉センターにおける未就職者や子育て世代の再就職を支援する「マザーズセミナー」の開催や働く婦人の家を女性の学習の場、活動の場、交流の場として、女性のグループ等に貸し出しを行い支援した。	引き続き、指定管理者と連携し、女性再就職支援等を実施する。	B	商工振興課
2-26	女性の就業・再就職、起業に関する支援 ① 窓口における求人情報の提供	①毎週発行している、ハローワークとちぎ求人情報を商工振興課窓口・本庁2階ロビー・各総合支所並びに関係施設に設置し情報提供を図った。 商工振興課窓口において、就活講座や面接会などのイベントのチラシを設置した。	効果が高いので、引き続き情報提供を行うとともに、栃木地区雇用協会との連携を強化し、更に広く情報提供を図る。	B	商工振興課
	② ビジネスプランコンテスト開催による女性創業者支援	②蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト ・市内で創業を目指す方等からビジネスプランを募集し、優秀なプランには事業化を支援するための奨励金を贈呈した。	・ビジネスプランコンテスト受賞者のうち、応募時点で未創業であった3名(男性1名、女性2名)のうち女性2名が創業を実現した。 ・空き店舗活用やビジコンにより新規創業に一定の効果が上がっているが、今後は、創業者へのさらなるフォローアップに取り組む。	B	
	③ 女性の就労機会を広く提供するため、労働関係機関等と連携した再雇用支援のための情報提供	③企業における女性の活躍状況等が掲載されている厚生労働省のホームページを市ホームページ上にリンクを貼り、情報提供を図った。	今後も引き続き情報提供を図るとともに、県と共催し、女性の就業支援事業として、セミナー等を開催していきたい。	C	

事業実施状況

2-27	女性の職業能力向上のための研修会等への参加促進 ① 企業経営や企業研修会、セミナー等の情報提供	①国や県、労働関係機関などから研修会やセミナーの案内があった際には、市ホームページに掲載、商工振興課窓口にはパンフレットを設置して周知を図った。	今後も案内があった際は、市ホームページやパンフレットを用いて、少しでも多くの方に参加していただけるようにしたい。	B	商工振興課
2-28	女性活躍に積極的に取り組む事業所の支援 ① 「女性活躍推進法」で努力義務とされている一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、情報提供、助言等の支援を行う。	①中小企業の女性活躍に対する取り組みに関する説明会・アドバイザーによる個別訪問支援の案内を商工振興課窓口に設置した。	今後もホームページやパンフレットを用いて、中小企業に対し情報提供を行う。また、国や県の支援策を、商工会議所、商工会等、経済団体と連携し、広く周知する。	C	商工振興課
	② 助成活躍推進に取り組む認定・表彰事業所の好事例の紹介	②女性活躍推進状況が優良な企業を厚生労働省が認定する「えるぼし」、女性の活躍、更に働き方の見直しも取り組んでいる企業を県が認定する「男女生き活き企業認定制度」を市ホームページに掲載し周知を図った。	今後もこのような取り組みをする企業を増やしていく為、周知を続けていくと同時に、具体的な取り組み例についても紹介していく。	B	
2-29	働く場における男女格差解消の促進 ① 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する情報提供	①国、県などが発行するパンフレットの窓口への設置や市ホームページで情報提供を図った。	働き方改革や、ワーク・ライフ・バランスに関する講演会の際にも、情報提供を図るとともに、引き続きホームページで情報提供を行う。	C	商工振興課
	② 女性従業員のキャリアアップに取り組む事業所を紹介する「仕事と家庭の両立応援宣言」募集の周知、紹介	②企業の女性活躍推進を宣言する取組みを応援するための「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」について市ホームページに掲載し周知を図った。	引き続き情報提供を行っていくとともに、小山労政事務所と連携し、先進的な事例についても紹介していく。	C	
2-30	農業経営における男女共同参画意識の啓発 ① 家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担など、家族みんなが働きやすい就業環境について家族間で話し合い、仕事と生活のバランスをはかる「家族経営協定」の締結促進	①全農業委員が家族経営協定を締結することを目標に、女性農業委員を中心に推進活動を行った。	全農業委員が家族経営協定を締結。今後は農業関係者への研修会の開催やパンフレットの配布等、広く興味を持っていただけるような取組を実施する。	A	農業委員会
	② 県と連携し、女性が積極的に経営に参画し活躍できるよう、認定農業者の認定に関して、共同申請の働きかけ	②年4回ある経営改善計画の指導会の中で、県の出先機関である下都賀農業振興事務所の職員とともに対象農業者に働きかけを行っている。	平成31年3月末現在で夫婦での共同申請は17組。女性が単独または、農業法人の代表などが8件。	B	農業振興課
2-31	女性農業者の育成と女性農業団体活動の活動支援 ① 農村女性組織間の連携強化及び女性の若手農業者を発掘するため、女性団体の活動支援	①栃木市農村女性会議において、セミナーを開催することで市内農村女性組織間の連携強化に努めた。また、下都賀地区農村女性会議主催の「輝く農村女性のつどい」に協力し若手女性農業者の取組や考えを聞くことで、団体活動への活動支援を行った。	現状のセミナーは、視察や講話であり、農村女性組織間、女性農業者間の交流の場としては不十分であるため、意見交換会等を開催していく必要がある。	B	農業振興課
	② 農業関連女性起業家グループの育成支援	②県外で開催された物販イベント等において、女性起業グループにも積極的に声を掛け、PR活動の支援を行った。	グループ会員の高齢化に伴い、若手の会員を増やしていく必要がある。また、商品やPRするための場所を検討する必要がある。	B	

事業実施状況

施策の方向 3 家庭における男女共同参画の促進

取組施策(1) 男性の家庭生活への参画の促進

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
2-32	男性の家事・育児・介護等への参画の促進 ① 男性も(女性も)家事、育児、介護に参加できるような各種学級、講座、セミナーの開催	①「とちぎ市男女共生大学」第5回講座及び男女共同参画推進本部検討部会研修会において、「育キャリ」実践術の講座を開催した。 7月31日(火)「仕事も家庭も上手く廻り出すイマドキ子育て世代の育キャリ実践術」 講師:東レ経営研究所 塚越学 氏 対象:共生大学受講生、栃木市男女共同参画推進本部検討部会員 参加者数:76人	①共生大学受講生のほか、栃木市男女共同参画推進本部検討部会を対象に講座を実施し、若い世代にも、働き方改革等の意識を啓発できました。管理職を対象に講座を開催してほしいとの意見もありました。 今後も、引き続き、同様の講座を開催したいと思います。	B	人権・男女共同参画
		老人福祉センター長寿園にて「健康料理教室」を実施。 健康料理教室実施回数 12回	減塩指導、偏食による疾病の予防や偏食矯正のため、栄養管理士を招き教室を開催した。今後も継続して実施していく必要がある。	B	地域包括ケア
		両親(母親)教室の開催 夫婦がともに妊娠・出産・育児の知識を得、情報交換をすることで夫婦の役割を認識し、安全な出産とともに楽しく育児ができるよう実施した。 実施回数 23回 参加者 妊婦179人 夫148人	妊婦の受講率は18.0%で昨年より増加し、夫や祖父母等家族の参加率は、参加した妊婦の8割以上となっている。今年度から歯科衛生士による講話を取り入れ、妊娠期の口腔ケアの重要性についても普及啓発を行った。 今後も、母子健康手帳交付時から積極的に教室参加の勧奨をし、仲間づくりや適切な情報提供を行い、出産を安心して迎えられるよう実施していきたい。	B	健康増進課

取組施策(2) 子育て支援の充実

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
2-33	子育てに関するネットワークづくりの促進 ① 地域活動育成事業の推進 ② 保護者等の意見交換の場の提供	①子育て支援施設を拠点とした母親クラブの運営費補助及び活動の支援を行った。 対象:2団体	共働き家庭が増える中、両団体とも会員不足が伺える。地域の子育て世代の親子の積極的参加を促し、事業の継続を図る。	B	子育て支援
		市内保育園、認定こども園、子育て支援センター、小規模保育施設において親学習プログラム等を活用した家庭教育学級等を実施した。 保育園:延べ13園[受講者数:531人] 認定こども園9園[受講者数:262人] 子育て支援センター1施設[受講者数:19人] 小規模保育施設1施設[受講者数:19人]	親学習プログラムを活用した家庭教育学級により、参加者同士意見交換を行うことができた。今後においては、参加者を増やすため日程や場所などを検討する必要がある。	B	生涯学習課

事業実施状況

2-34	地域子育て支援センターの充実 ① 地域の子育て家庭に対する育児支援の実施	①子育て初めてカードを配布し、子育て親子へ子育て支援施設の周知を図った。 地域子育て支援センター利用者数:46,507人	地域によって利用者数の格差があるため、事業の工夫や施設の適正配置を検討する。	B	子育て支援課
2-35	ファミリー・サポート・センターの活用推進 ① 育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となって相互に助け合うファミリー・サポート・センター事業の実施	①「ファミサポです！こんにちは」と題して、子育て支援施設5か所で会員を集めた。 活動件数:2,506件	依頼会員に対し、提供会員の実働数が少ないため、提供会員を増やすことが当面の課題である。	B	子育て支援課
2-36	各種保育サービスの充実 ① 多様化する保育ニーズに応えるため、民間保育園等の連携し乳幼児保育、延長保育、休日保育、一時預かり保育、特別支援保育、病児・病後児保育を実施	①・低年齢児保育児童数1,318人 ・延長保育利用者数(延べ人数)標準時間認定:31,169人 短時間認定:14,808人 ・一時預かり保育利用者数(延べ人数)一般型:6,111人 幼稚園型:41,812人 余裕活用型:202人 ・休日保育利用者数(延べ人数)112人 ・病児保育利用者数(延べ人数)340人 ・特別支援保育(人数)57人	民間保育園、認定こども園、小規模保育施設とも連携し、利用者のニーズに対応した保育サービスの提供に努めた。今後も待機児童解消のため、受皿の整備に努め、公立保育園の統合など更なる保育サービスの充実を図る。	B	保育課
2-37	子育てに関する相談の充実 ① 家庭児童相談の実施(対象は18歳まで)	①家庭児童相談室の家庭相談員(男性1名、女性1名)が各種相談に応じ、指導を行った。(延べ相談件数4,398件)	相談件数は増加傾向にあり、相談内容により相談員が適切に相談・支援業務を行った。引き続き、相談者に対し、適切な支援・指導等業務を行う。	B	子育て支援課
	② 子育て相談の実施(対象は就学前の児童)	②養育支援員(女性2名)が養育に関する相談を受け、支援のため家庭訪問等を行った。(延べ訪問件数455件)	支援件数は増加傾向にあり、支援員が適切に支援・助言業務を行った。引き続き、児童の養育能力不足の家庭に対し、育児・家事の支援を行う。	B	
	③ 保健師、栄養士、助産師、歯科衛生士、心理職による子育て相談の実施	③各地域で相談日を設定して実施する他、家庭訪問、電話、面接による個別相談を実施した。 相談者数延べ 13,950人	相談者数は昨年度に比し増加した。身近に相談先がなく育児に不安や悩みを抱える保護者の対応は重要であり、今後も専門職による相談を継続して実施していきたい。	B	健康増進課
	④ 母子保健推進員による相談活動	④主な活動として、妊婦訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、健診や教室等への協力のほか、母親同士や親子の交流のための「ふれあいの集い」の開催や、健康まつりへの協力など地域に根ざした活動を行った。 家庭訪問実施数 1,930件	推進員の活動により母子保健の推進を図ることができたが、昨今産後うつや虐待等の対応が求められ、支援体制を検討していく必要がある。	B	
	⑤ 女性のこころの相談、母子・父子自立支援員兼婦人相談員による相談の実施	⑤母子・父子自立支援員兼婦人相談員(女性3名)が各種相談に応じ、指導を行った。(延べ相談件数1,999件)	相談内容により相談員が適切に相談・支援業務を行った。引き続き、相談者に対し、適切な支援・助言業務を行う。	B	子育て支援課
	⑥ 心・育ちの相談室の実施	⑥医師や臨床心理士等が子どもの発達や心の課題について相談を受け、必要に応じた検査を行い、専門的評価に基づく助言を行った。 面接件数:784件 知能検査:75件 言語検査80件	発達障がい等を背景とした不登校や自傷の相談が増えてきている。長期化してしまうと支援が難しくなるので、関係機関にはなるべく早い時期に保護者の来談を促してもらえるよう働きかけていく。	B	

事業実施状況

2-38	子育て家族の外出支援 ① 「赤ちゃんの駅」の登録事業の推進と市民への周知	① おむつ替えや授乳のため自由に利用することのできる施設を、赤ちゃんの駅として登録し、市民への周知を図りました。 赤ちゃんの駅登録数:76か所 (公共施設56か所・民間施設20か所) 移動式赤ちゃんの駅:7セット(災害用6セット、貸出用1セット)	赤ちゃん連れで外出しやすい環境づくりを行った。 今後も、赤ちゃんの駅の登録数の増加を図るため、周知活動を行っていく。	B	子育て支援課
2-39	児童館、児童センターの充実 ① 地域の子どもが誰でも気軽に楽しく遊べる場の提供と、各種事業の実施	①公立5館(うち指定管理3館)・民間1館。 公立児童館においては、土日も運営。休館日を変え、年間をとって、子育ての交流の場の提供・地域における子育てを支援した。 来館者数:96,525人	通常の開館時は来館者が少ないため、子育て世代のニーズに合った事業の展開や、HP等を活用した事業の周知をし、来館者増を図る。	B	子育て支援課
2-40	学童保育事業の推進 ① 児童の健全育成を図るため、昼間保護者のいない家庭の小学生を対象にした学童保育の推進	①学童保育の円滑かつ適切な運営を図るため、年に1回、学童保育運営委員会を開催。 委員会の組織内訳:関係行政機関の職員2人、学校の職員6人、利用保護者の代表6人の全14人	学童保育運営委員会の女性の構成人数は14人のうち7人であり、女性の委員構成率は50%であった。今後も、女性委員の比率の維持とともに、女性委員の意見を伺い、学童保育運営の向上を図っていく。	B	子育て支援課
2-41	子ども医療費の助成 ① 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担分を助成	①子どもの疾病の早期発見と早期治療を促すために、医療費の保険診療分の自己負担分を助成する。 登録人員20,033人、助成件数322,616件	未登録者へ登録勧奨するとともに、登録者へ制度内容を周知し利用を促す。	B	保険医療課
2-42	子ども会育成会活動の充実 ① 子どもの健やかな成長が図られるよう各地区子ども会育成会活動の支援	①各地区子ども会の活動を共有し、情報交換を行うために会議を開催した。 会議数:3回	地区子ども会ごとで活動を報告し合うことにより、それぞれの活動状況を把握するための支援をすることができた。課題として、各地区子ども会活動だけでなく、全体として事業に取り組めるように支援していく必要がある。	B	生涯学習課
		各地区子ども会育成会と協議を重ねながら、連携した事業活動を実施することができた。 【栃木公民館】2事業 参加者数 138人 【大宮公民館】4事業 参加者数 303人 【皆川公民館】2事業 参加者数 167人 【吹上公民館】1事業 参加者数 165人 【寺尾公民館】1事業 参加者数 124人 【国府公民館】1事業 参加者数 110人 【大平公民館】2事業 参加者数 373人 【藤岡公民館】1事業 参加者数 192人 【都賀公民館】3事業 参加者数 256人 【西方公民館】1事業 参加者数 197人 【岩舟公民館】2事業 参加者数 85人	今後とも、企画、準備、運営において、団体と連携を図り、よりよい事業活動が展開できるよう支援していく必要がある。	B	公民館課
2-43	子育て支援を行うNPO法人等の活動団体の支援 ① 子育て支援を行うNPO法人等の活動団体の支援 ② 子育てに関する自主的な交流活動の支援	①市民活動推進事業補助金による事業費の助成を行った。(6団体) とちぎ市民活動推進センター「くらら」において、活動スペース等の提供、情報の収集・提供、ホームページ等による活動の周知・広報を行った。(38団体)	今後も、同様な取組をすすめていく必要がある。	B	地域づくり推進課
		子育て支援施設を拠点とした母親クラブの運営費補助及び活動の支援を行った。 対象:2団体	共働き家庭が増える中、両団体とも会員不足が伺える。地域の子育て世代の親子の積極的参加を促し、事業の継続を図る。	B	子育て支援課

事業実施状況

(4) 施策事業実績・評価

基本目標 3 安心して暮らすことができる社会づくり
 施策の方向 1 男女の生涯にわたる健康の支援
 取組施策(1) 生と性を尊重する意識の醸成

<p>【実施状況の評価基準】 事業の内容が達成されたかどうか、担当課が自己評価</p> <p>評価 (2018年度の計画・目標に対して)</p> <p>A 当初の計画・目標以上に事業が進められた B 当初の計画・目標どおりに事業が進められた C 当初の計画・目標を下回り、見直しを要する D 事業の計画は進めているが、実施できていない</p>
--

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
3-1	性(生)教育に関する啓発 ① 小・中学生の性(生)に関する授業協力・研修会の開催	①依頼のあった学校に対し、授業協力や母子保健教材の貸出を行った。性教育の内容は「生命誕生」「命の大切さ」を中心に、発達段階に合わせて思春期における心と体の悩み、生と性の問題、妊娠や性感染症、コミュニケーションスキル等についての情報提供を行った。 ・授業協力 11校 参加者1,037人 ・赤ちゃん人形や妊婦体験ジャケット等の教材貸出し 8校	授業協力実施数は前年よりも増加の傾向となった。今後は、各学校の状況に合わせた内容で養護教諭が授業を行うことができるよう支援や方法を検討していく。	B	健康増進課
3-2	性教育に関する指導 ① 小・中学校の学級活動や授業における県教育委員会作成「性教育及び薬物乱用防止教育指導プログラム集」の活用	①小中学校ともに県教育委員会作成資料を参考に、性教育及び薬物乱用防止に関する指導を実施した。	①小中学校で児童生徒の発達段階に応じた指導ができた。継続した指導を推進する。	B	学校教育課
	② LGBT等、性に対する正しい理解を深める指導の充実	②人権に関する指導の中で、LGBT等に関する指導を実施した。	②LGBT等に関する理解は、学校現場でも進んできた。対象の児童生徒の存在を意識した具体的な指導内容の充実を図る。	B	
	③ 外部講師を招いての性教育講演会等の開催	③各小中学校で児童生徒を対象に、外部講師を招いての性教育講演会等を開催した。 開催校数:15校 参加人数:2,105人	③各小中学校で、性教育に関する授業を実施し、全小中学校44校中15校では外部講師を招いての性教育講演会を実施した。引き続き、性教育講演会等の開催を継続していく。	B	保健給食課
3-3	教諭、養護教諭によるカウンセリングの充実 ① 教育相談の実施	①様々な悩みを抱えた児童生徒の教育相談を実施した。	①SC等との連携の強化を図る。	B	学校教育課
	② 保健室での個別カウンセリングの実施	②各小中学校で児童生徒を対象に、保健室での個別相談を実施した。 実施校数:17校 相談人数:107人	②各小中学校で保健室での個別相談を実施した。今後も、児童生徒が気軽に相談できるような雰囲気や体制づくりを進めていく。	B	保健給食課
	③ 相談ポストの設置	③相談ポストの有無にかかわらず、児童生徒が悩みを打ち明けられる体制を整えてきた。	③児童生徒がいつでも悩みを打ち明けられるように、教職員との信頼関係の強化を図る。	B	学校教育課
3-4	小・中学校におけるエイズ教育の推進 ① 児童生徒・教職員及び保護者への正しい知識を得るための啓発活動の実施	①小学校6年生および中学校3年生の児童生徒において、エイズを含めた感染症予防教育を実施した。また、県教育委員会から送付されたエイズに関する広報を各小中学校へ周知啓発した。 ・世界エイズデーの実施 ・世界エイズデーポスターコンクールの実施及び募集 ・HIV検査普及週間の実施	①各小中学校で、小学校6年生および中学校3年生の保健体育の分野でエイズ等感染症予防に関する授業を実施した。指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮する必要がある。	B	学校教育課 保健給食課

事業実施状況

3-5	<p>エイズに関する知識の啓発</p> <p>① エイズ予防に関する広報</p> <p>② エイズに対する偏見や差別の防止</p>	<p>①HIV検査に関して普及、啓発を実施 ポスター掲示 市広報紙への掲載…1回(12月) 市ホームページへの掲載…通年</p> <p>②市ホームページによるHIV検査の案内から県ホームページへのリンクにより、エイズに対する正しい知識の周知を行った。</p>	<p>①②において、HIV検査に関して継続的に、普及、啓発を実施した。 今後は、市ホームページについて、よりわかりやすい表示を検討し変更することで、エイズに対する予防と正しい知識を伝えていく。</p>	B	健康増進課
-----	---	---	--	---	-------

取組施策(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
3-6	<p>不妊治療費の助成</p> <p>① 不妊治療を受けている夫婦に保険適用外治療費の一部を助成</p>	<p>①不妊治療費のうち、保険診療外の負担を助成する。 助成件数 137件</p>	<p>年々申請件数は増加傾向である。今後も制度周知のため、定期的に広報紙へ掲載する。</p>	B	保険医療課
3-7	<p>各種検診等の充実</p> <p>① 乳幼児健診の充実</p> <p>② がん検診の実施</p>	<p>①身体及び精神の発達状況を確認し、疾病や異常の早期発見を行うとともに、育児上の諸問題について適切な相談指導等を行い、乳幼児の健全育成を図るため、乳幼児健診を実施した。 4か月児健康診査 受診者990人 受診率98.8% 9か月児健康診査 受診者944人 受診率98.4% 1歳6か月児健康診査 受診者1,028人 受診率98.9% 3歳児健康診査 受診者1,128人 受診率98.9%</p> <p>②がんの早期発見・早期治療のため、40歳以上(乳がん検診は30歳以上、子宮がん検診は20歳以上)の者を対象に、各種がん検診を実施した。 胃がん検診 受診者 6,082人 受診率 12.2% 肺がん検診 受診者 11,073人 受診率 22.2% 大腸がん検診 受診者 10,512人 受診率 21.0% 前立腺がん検診 受診者 4,356人 受診率 22.3% 子宮頸がん検診 受診者 7,392人 受診率 20.7% 子宮体がん検診 受診者 842人 受診率 2.4% 乳がん検診 受診者 7,723人 受診率 23.1%</p>	<p>乳幼児健康診査の対象者には、医療機関において入院またはフォロー中の者や海外居住の者等を含むため、受診率は100%に至らない。受診拒否の者にはこれまで同様に必要な性を説明し受診勧奨に努めたい。</p> <p>項目によって上下はあるものの、依然として受診率が低い。 がんの早期発見、早期治療には検診受診が欠かせないので、30年度から開始した健康マイレージのPRをはじめ、広報紙・ホームページ等を使った啓発を行い、受診率の向上に努めたい。</p>	B	健康増進課
3-8	<p>健康に関する相談の充実</p> <p>① 健康相談及び栄養相談の実施</p> <p>② 病態別栄養指導の実施</p>	<p>①健康の保持増進のため健康相談及び栄養相談・禁煙相談を実施。 参加者 22人</p> <p>②慢性疾患の病状改善のため病態別栄養相談を実施。 参加者 9人</p>	<p>相談内容は、糖尿病・高血圧・脂質異常に関するものが多く、運動や食事等生活習慣改善のための具体的な指導を行った。また、特定保健指導対象者のうち喫煙歴がある希望者に対して禁煙相談を実施した。今後も個別に日程調整し、対象者の相談に応じていく。</p> <p>病態別栄養相談は、主治医からの栄養指導連絡票に基づき実施している。今後も医療機関と連携し、病状の進行が予防できるよう効果的な指導を実施していく。</p>	B	健康増進課

事業実施状況

3-9	生涯にわたる健康づくりの支援				
	① 生活習慣病予防対策事業の実施	①特定健康診査の実施 ・毎年度初めに受診券を送付し、集団検診、個別検診(医療機関)を実施した。 ・市民健康まつりにおいて、特定健康診査のPRを実施した。 ・国民健康保険被保険者証の一斉更新の際に、健診受診勧奨のチラシを同封した。 ・AIで抽出した対象者あてに、受診勧奨の通知を個別に送付した。	特定健康診査の受診率が低迷している。特に若年層の受診率が低い。特定健康診査の受診率の向上は、生活習慣病の早期発見、早期治療に繋がり、予防の観点からも市民の健康に寄与するものであるため、市民への特定健康診査の理解を図るための広報活動、対象者への受診勧奨を行い、今後も受診率の向上に努めていく。	B	保険医療課
	② こころの健康づくりのため相談や普及啓発の実施	②こころの健康相談の実施 開催回数 21回 参加者数 48人 こころの健康サポーター(ゲートキーパー)養成研修 開催回数 3回 参加者数 289人 うつ・自殺予防の普及啓発のための街頭キャンペーン 開催回数 2回 参加者数 1,500人 メンタルヘルスチェックシステム(こころの体温計) アクセス数 30,952件	こころの健康相談は1日3人の予約制となっており、カウンセラーが本人の気持ちや問題を整理し、必要に応じて医療機関へつなぐことができている。また、こころの健康サポーター養成研修を推進し、身近なところでこころの悩み・サインに気づき、自殺予防を図れるよう今後も様々な関係者へ働きかけていきたい。	B	健康増進課
3-10	妊産婦の健康管理の充実				
	① 妊産婦健康診査の実施	①妊婦健康診査を実施した 回数14回 受診者数延べ 11,753人 産婦健康診査を実施した 回数2回 受診者数延べ 1,278人 妊婦歯科健康診査を実施した 回数1回 受診者数 412人	今後も医療機関と連携し、健やかに妊娠期を送ることができ、また、安心して出産、育児ができるよう支援していきたい。	B	健康増進課
	② 妊産婦の医療費のうち保険診療の自己負担分を助成	②疾病の早期発見と治療、母子保健の向上のため、母子健康手帳を交付された妊産婦に医療費の保険診療分の自己負担分を助成する。 登録人員 1,679人 助成件数 7,074件	未登録者へ登録勧奨するとともに、登録者へ制度内容を周知し利用を促す。	B	保険医療課
3-11	両親(母親)教室の開催				
	① 夫婦がともに妊娠・出産・育児の知識を得、情報交換をすることで夫婦の役割を認識し楽しく育児ができるよう両親(母親)教室の開催	①両親(母親)教室の開催 夫婦がともに妊娠・出産・育児の知識を得、情報交換をすることで夫婦の役割を認識し、安全な出産とともに楽しく育児ができるよう実施した。 実施回数 23回 参加者 妊婦179人 夫148人	妊婦の受講率は18.0%で昨年より増加し、夫や祖父母等家族の参加率は、参加した妊婦の8割以上となっている。今年度から歯科衛生士による講話を取り入れ、妊娠期の口腔ケアの重要性についても普及啓発を行った。 今後も、母子健康手帳交付時から積極的に教室参加の勧奨をし、仲間づくりや適切な情報提供を行い、出産を安心して迎えられるよう実施していきたい。	B	健康増進課
3-12	母性保護に関する啓発活動の充実				
	① 思いやり駐車スペースつぎつぎ事業の妊産婦への周知	①思いやりスペースつぎつぎ事業の妊産婦への周知 妊娠届出時、全妊婦に説明、周知を図った。	妊娠届出時は、妊娠出産育児に関わる全ての母子に関わる最初の機会であるため、面接相談を個別に行い、母子の健康管理や母性保護に関する啓発を行うことを重視してきた。 産前7か月から産後1年まで利用できる旨説明するなど今後も、丁寧に説明を行う。	B	健康増進課
	② 働きながら子どもを育てる母親へ育児休業等に関するパンフレットの配布	②働きながら子どもを育てる母親への育児休業等に関するパンフレットの配布 妊娠届出時、必要な妊婦に説明、周知を図った。	仕事と育児を両立しながら、健やかに子育てできるよう、今後も妊娠期から必要な制度等の情報提供を実施していく。	B	健康増進課
3-13	食生活改善に関する講座等の充実				
	① 食生活改善推進員による食育活動の実施	①②地域において食生活改善推進活動及び情報提供の実施。 栃木市食生活改善推進員協議会活動(会員数:138人) 実施回数 58回 参加人数 2,841人 各支部活動 実施回数 38回 参加人数 3,025人	地域に密着した支部活動を活発に行うとともに、各支部同士連携を図り栃木市協議会としての活動を実施している。 会員の高齢化により退会者が増加していることが課題である。食生活改善推進養成講習会を実施し、今後も会員の増加を図っていく。	B	健康増進課
	② 食生活改善のための講座の開催と情報提供				

事業実施状況

<p>3-14</p>	<p>市民の健康増進のイベントの実施</p> <p>① 市民の健康増進のための健康まつり等の開催</p> <p>② 健康づくりの意識啓発、各種相談・指導の実施</p>	<p>イベントにおいて健康づくりの大切さをPRし、市民の健康増進を図った。</p> <p>〈栃木地域〉市民健康まつり実施 11月25日(日) 栃木中央小体育館ほか 参加人数4,561人</p> <p>〈岩舟地域〉岩舟健康福祉まつり実施 10月21日(日) 岩舟健康福祉センター 参加人数1,234人</p> <p>〈大平地域〉ふれあい健康福祉まつり参加 5月27日(日) 大平健康福祉センターほか 健康増進課コーナー(骨密度測定、血管年齢測定等)への参加人数584人</p> <p>〈藤岡地域〉ふくしまつり参加 10月21日(日) 藤岡公民館ほか 健康あつぷ啓発グッズ配布200人分</p> <p>〈都賀地域〉まるまるまるごとつがまつり参加 11月18日(日) 産文通り線、都賀保健センターほか 健康あつぷ啓発グッズ配布200人分</p> <p>〈西方地域〉ど田舎にしかた祭り参加 12月2日(日) 道の駅にしかたほか 健康あつぷ啓発グッズ配布200人分</p>	<p>イベントを楽しみながら、自分や家族の健康づくりに関心を持ってもらえたと思う。今後は「栃木市健康増進計画」で基本目標に掲げる「健康寿命の延伸」を実現するため、健康課題に沿った内容を取り入れていく。</p>	<p>B</p>	<p>健康増進課</p>
<p>3-15</p>	<p>女性特有の疾病に対する予防対策の推進</p> <p>① 乳がん・子宮がん検診の実施と受診勧奨</p> <p>② 骨粗しょう症検診の実施</p>	<p>①対象者全員に「けんしんガイドブック」及び「けんしんパスポート」を送付し、受診勧奨を行った。</p> <p>また、年度途中に乳がん検診及び子宮がん検診のクーポン対象者で未受診の方へ再勧奨を行った。</p> <p>子宮頸がん検診 受診者 7,392人 受診率 20.7%</p> <p>子宮体がん検診 受診者 842人 受診率 2.4%</p> <p>乳がん検診 受診者 7,723人 受診率 23.1%</p> <p>再勧奨 乳がん ……41歳の女性 878人 子宮頸がん……21歳の女性 656人</p> <p>② 20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の女性に対し、骨粗鬆症検診を行った。 受診者 1,338人 受診率 12.5%</p>	<p>集団検診において女性のみの検診日を28日設け、女性が受診しやすい環境を整えた。</p> <p>子宮頸がん検診、乳がん検診ともまだ受診率が低いので、検診を受けることの重要性を理解してもらい、受診率の向上に繋げていきたい。</p> <p>昨年度と比較すると、受診率が0.3%増加したが、まだまだ低い状況である。骨密度が低下すると、骨粗しょう症の発症リスクが高まることから、啓発を行い、受診率向上に努めたい。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>健康増進課</p>
<p>3-16</p>	<p>生涯スポーツの振興</p> <p>① 小・中学生の健全育成と体力向上を目指した少年スポーツの振興</p> <p>② 中高年の健康で活かに満ちた生活支援のための中高年スポーツの振興</p> <p>③ スポーツ推進委員の資質向上を目指した研修会の開催</p> <p>④ ニュースポーツの指導、普及に必要な知識や技術取得のための研修会の開催</p>	<p>①②生涯スポーツを推進するため、小・中学生の健全育成と体力向上を目的とした「少年スポーツ振興事業」と、中高年の方々が健康で活かに満ちた日々を過ごすため、「中高年スポーツ振興事業」の二つの事業により、各種スポーツ大会、教室を実施した。</p> <p>また、小学生のスポーツ環境の充実のために、スポーツ少年団活動の支援を行った。</p> <p>③定期的に北部及び南部それぞれのスポーツ推進委員の部会を開催し、市で開催するイベントに積極的に参加して頂くことで協議会と行政が共同でスポーツ推進委員の養成、資質の向上を図った。</p> <p>④ニュースポーツの普及を目的とし、出前講座(軽スポーツでハッスル)を実施し、小学生から高齢者を対象にスマイルボウリング、ドッジビーの普及や、指導を行った。</p> <p>実施回数:7回 参加人数:80名</p>	<p>①②幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動の場を提供していく必要がある。</p> <p>③市民一人ひとりがスポーツを楽しめるような事業の検討会等を随時行い、スポーツ推進委員の活動の充実を図っていく。</p> <p>④ニュースポーツは手軽に誰でも行うことができ、世代を超えて楽しんでいただくことができた。今後もスポーツ振興の一助としてニュースポーツの普及や指導に努めていきたい。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>スポーツ振興課</p>

事業実施状況

施策の方向 2 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護

【栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画】

取組施策(1) 配偶者等に対する暴力を許さない意識の啓発

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
3-17	配偶者等からの暴力防止のための啓発活動の充実 ① 配偶者等からの暴力防止講演会等の開催や広報紙・ホームページ等による情報提供	①11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動期間」の取組について、ホームページと広報とちぎ11月号に記事を掲載した。 また、本庁舎1階の市民スペースにおいて、パネル展示を行った。 広報とちぎ3月号に折り込む男女共同参画広報紙「きららとちぎ」に、DV相談窓口一覧を掲載した。	①「女性に対するあらゆる暴力は人権侵害・犯罪行為である」という認識を浸透させるため、継続的に情報提供をしていく。	B	人権・男女共同参画課
3-18	児童虐待防止のための啓発活動の充実 ① 要保護児童対策地域協議会を主体とした児童虐待防止講演会等の開催や広報紙・ホームページ等による情報提供	①児童虐待防止推進月間(11月)にオレンジリボンや国県提供の啓発グッズの配布、ポスターの掲示、街頭での啓発活動、市広報紙や市ホームページへの掲載及びFMくらでの広報を行うとともに、児童虐待防止講演会を開催した。 (講演会参加者:89名)	街頭啓発や講演会等を通して、市民の児童虐待への認識及び虐待防止意識の向上に寄与することができた。 今後も引き続き、広報紙やホームページ等の広報媒体を活用し、啓発に努めていく。	B	子育て支援課

取組施策(2) 相談支援体制の充実と安全の確保

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
3-19	DV相談窓口の充実 ① 相談窓口について関係機関が連携し、助言や引継ぎを行い、問題解決への支援を実施	① 国際交流協会(総合政策課)では、外国人相談窓口を開設し、各言語に対する相談を受け付けたが、平成30年度はDVに関する相談が2件あり、子育て支援課の相談員や、DVセンター「安心ホットライン」に相談をつなぎ、スペイン語やタガログ語での通訳を行った。	今後も外国人相談窓口を開設し、相談しやすい環境づくりや早期発見及び解決への支援に取り組んでいく。	B	総合政策課
		市民相談室(市民生活課)では、電話や来室による問合せが数件あり、子育て支援課へ繋ぎました。	相談体制の充実を図ります。一方で関係機関と連携し、問題解決への支援をしていきます。	B	市民生活課
		被害者等に障がいがある場合、子育て支援課と連携し、助言等の支援を行った。	今後も関係機関と連携し、支援を行っていく。	B	障がい福祉課
		地域包括支援センター窓口において高齢者虐待防止に関する普及啓発を実施した。 高齢者虐待の相談に対し、「栃木市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき対応を実施した。 相談件数 462件、高齢者虐待ケース会議 81回	高齢者虐待の背景には様々な要因があり、多問題を抱える困難ケースもあることから、通報を受け次第早急に情報収集するとともにケース会議を開催し、適切な対応に努めていく。	B	地域包括推進課
		担当保健師やすこやか子育て相談室の相談からDVを把握し、子育て支援課と連携し支援をした。	今後も実情把握に努め、子育て支援課をはじめ関係機関と連携し支援していく。	B	健康増進課

事業実施状況

3-19	② 母子・父子自立支援員兼婦人相談員の資質の向上のための研修会等への参加支援	①庁内各課の窓口と連携することにより、細やかな対応に努めた。相談者に対しては、それぞれに応じた助言等を行いながら、関係機関と連携することで問題解決に向け支援を行った。相談者数：109人 ②県が開催する研修等に、日々の支援に活用できるよう、目的意識を持って参加した。	引き続き、庁内で連携を図り、相談者に寄り添った支援に努める。 年々、相談内容やニーズが複雑化・多様化していることから、関係機関との連携を図るとともに、今後も婦人相談員等の資質向上のために研修会へ積極的に参加し、相談支援に活用していく。	B	子育て支援課
3-20	相談窓口の周知の強化 ① 相談窓口について広報紙、ホームページ等に掲載	①市のホームページや、広報紙の「相談業務の案内」一覧のページ、男女共同参画広報紙「きららとちぎ」の裏表紙に、DV相談窓口の一覧を載せている。	市民が相談しやすいよう、引き続き周知の強化を図る。	B	共同権参・画課女
		配偶者暴力相談支援センターを開設するにあたって、広報紙・ホームページに情報を掲載した。	引き続き、配偶者暴力相談支援センターを含めた相談窓口について、広報紙に掲載する。	B	子育て支援課
3-21	被害者等の安全確保 ① 被害者等の緊急時における安全確保を図るため、一時保護施設などへの保護 ② 母子・父子自立支援員兼婦人相談員による婦人保護施設への動向・助言 ③ 安全確保のために必要な情報提供	①被害者との面接等において、安全確保が必要と判断した場合は本人の同意を得て、警察と連携を図りながら、県の一時保護施設へ入所手続きを行った。 一時保護件数：4件	緊急時には、まず被害者の安全確保を第一に考えながら、不安感を軽減するために寄り添って支援を行っていく。	B	子育て支援課
		②被害者が、一時保護施設や婦人保護施設へ入所することは、非常に強い不安感を持つこととなる。そのため、相談員が同行することでその軽減を図りながら、今後に向けた助言を行った。			
		③施設入所中や退所後の安全を確保するための方法について、相談者に寄り添いながら、情報提供を行った。			

取組施策(3) 被害者の自立支援

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
3-22	自立に向けた就労・日常生活・各種手続き等の情報の提供 ① 被害者の状況に応じた生活保護制度や児童扶養手当などの各種手当の情報の提供	①被害者の状況に応じた生活保護制度や児童扶養手当制度などの各種手当の情報の提供を実施した。	関係課と連携し、速やかな対応に努める。	B	生活福祉課
	② 関係法令や生活、子ども、就労についての相談の充実	②ひとり親家庭に対する制度や就労につながる資格取得制度の紹介などを通じて、自立に向けた支援を行った。	制度の改変など様々な情報を素早く把握し、相談者へすぐに情報提供できる体制を整えるよう努める。	B	子育て支援課
3-24	住宅の確保 ① 市営住宅の優先入居措置	①DV被害者の優先入居を実施した。 件数：1件	関係機関と連携し、速やかに安心安全な住環境を提供するよう努める。	B	住宅課

事業実施状況

取組施策(4) DV対策の推進体制の強化

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課	
3-25	配偶者暴力相談支援センターの設置			B	子育て支援課	
	① 身近な相談窓口の設置	①被害者支援の身近な総合窓口が明確になり、庁内関係部署と連携することで、相談が集約化され、被害者の早期発見にもつながった。	平成30年10月にセンターを設置し、被害者に対するワンストップ支援体制が整った。 引き続き、被害者の早期発見に努め、被害者に寄り添った支援を実施する。			
	② 基本情報の提供	②被害者が安心して生活できるための情報を提供した。				
	③ 緊急時における安全の確保	③警察と連携を図り、本人の意思を確認したうえで、一時保護施設への入所手続きを行った。				
	④ 地域生活における関係機関との連絡調整	④被害者が安全を確保して地域生活を送れるよう、関係機関と連絡調整を行った。				
⑤ 継続的な自立支援	⑤経済的な自立が難しいと思われるケースでは、母子生活支援施設への入所後、自立に向けた相談支援を行った。					
3-26	関係機関との連携			B	子育て支援課	
	① 民間支援団体との連携	①まずは官公庁での連携を進め、必要に応じて、民間との連携を図った。	民間支援団体の情報を集め、連携が必要となった際には、スムーズな支援を行えるよう準備する。			
	② 警察、医療機関、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、民生委員・児童委員、学校、幼稚園、認定こども園、子育て世代包括支援センター、障がい児者相談支援センター、地域包括支援センター等関係機関との連携	②配偶者暴力相談支援センターの設置により、DVの窓口が明確化したことで、各関係機関との連携がより図りやすくなった。	引き続き、被害者支援のために迅速な連携を図る。			
		民生委員・児童委員の定例会や研修会の際、日頃の見守り活動において暴力の疑いを発見した場合には、各関係機関へ通報するように周知した。	引き続き、民生委員・児童委員に対し、見守り活動において暴力の疑いを発見した場合は、各関係機関へ連絡するよう周知する。			
		児童生徒支援チームを中心に関係機関と連携を図り対応した。	②DV対策をはじめ、様々な子どもの問題に関わるケースについて連携強化を図る。			
		虐待等が疑われ、他市町村から避難してきた子どもがいた場合や、在園児で虐待等について各園から相談があった際は、子育て支援課等と連携を図り、情報共有や被害情報の把握、相談支援体制の強化に努めた。	引き続き、支援が必要な子どもがいた場合は、関係機関と連携を図り、情報共有や被害情報の把握、相談支援体制の強化に努める。			
	すこやか子育てサポート会議の開催 妊娠期から子育て期にわたり、DVなど複合的な課題を抱える家庭に対して、関係機関が連携して情報交換及び支援方針等の検討を行い、継続的に支援することを目的に実施した。	今後も複合的な課題を抱える家庭が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、関係機関のより一層の連携を推進するため事業を実施していく。	B			健康増進課
	・市民等からの通報を受けた場合、障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、事実確認(立入調査)等の後、必要であれば、障がい者の保護(短期入所等)措置をとると共に、養護者への支援を行う。 ・ケース会議における関係機関への出席要請、短期入所等の居室確保のために障がい福祉サービス事業者との覚書を交わしている他、栃木市 ぐらだいいじネット 緊急時支援事業で短期入所事業所 等と契約を結び、緊急時に対応できる体制をとっている。	引き続き関係機関との連携を図り、様々なニーズに対する支援を行う。また、障がい者の人権擁護の推進及び、相談支援にあたる職員の資質の向上を図る。	B			障がい福祉課
	関係機関から通報があった場合、老人福祉法に基づき、事実確認後、分離や、高齢者、家族への支援を行う。	引き続き関係機関との連携を図り、地域での実態把握に努めるとともに、様々なニーズに対する支援を行う。	B			地域包括課
	③ 母子・父子自立支援員兼婦人相談員による一時保護施設への同行・助言	③被害者が、一時保護施設や婦人保護施設へ入所することは、非常に強い不安感を持つこととなる。そのため、相談員が同行することでその軽減を図りながら、今後に向けた助言を行った。	緊急時には、まず被害者の安全確保を第一に考えながら、不安感を軽減するために寄り添って支援を行っていく。			B

事業実施状況

取組施策(2) 介護・福祉の社会的支援の充実

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
3-34	生きがいと健康づくりの推進				地域 包括 ケア 推進 課
	① 地域ごとに自主的に組織された老人クラブの活動支援	①地域毎に自主的に組織された老人クラブの活動支援を行った。 151クラブ 5,720人	①様々な活動を支援することで、高齢者の生きがい活動の推進を図ることが出来たが、老人クラブ数・会員数ともに減少傾向にある。今後は啓発活動なども行っていきたい。	B	
	② 高齢者や地域住民の交流の場である老人福祉センター及び健康福祉施設の充実	②老人福祉センター及び健康福祉施設については、指定管理者とともに高齢者の生きがいづくり、教養の向上、健康寿命の延伸に供した。 施設数:8施設 総利用者数:478,201名	②今後も指定管理者と協働して適切な管理運営に努めたい。	B	
	③ 高齢者生きがいセンターの充実	③高齢者の希望と能力に応じた社会活動を行う場所(作業場)を提供し、高齢者の心身と生きがいの増進を図った。	③高齢者就業のため、シルバー人材センターの運営支援は今後も継続して行っていきたい。	B	
3-35	就業機会の提供の推進			B	地域 包括 ケア 推 進 課
	① 高齢者の就業機会の紹介窓口であるシルバー人材センターの運営支援	①栃木市シルバー人材センターの円滑な運営に供するため、補助金を交付する。 交付額:31,440,000円	①シルバー人材センターが高齢者の社会進出、ひいては介護予防や引きこもりの防止に寄与していると思料されるため、今後も法人の資金面に応じて適切に支援を行いたい。	B	
3-36	在宅ひとり暮らし高齢者等の生活支援の充実			B	地域 包括 ケア 推 進 課
	① 健康増進と安否確認を図るための昼食配食サービスの実施	①在宅で生活するひとり暮らし等的高齢者に対し、健康保持と福祉の増進を図るため、昼食弁当(1食300円)を宅配し、併せて安否確認を行った。	①高齢者の健康保持と安否確認に大変有効である。今後は制限食を必要とする高齢者の栄養改善等を併せて行っていきたい。	B	
	② 安否確認や相談のための高齢者ふれあい相談員による70歳以上のひとり暮らし高齢者等の家庭訪問の実施	②70歳以上のひとり暮らしまたは、高齢者世帯を対象に、ふれあい相談員が原則週1回以上訪問し、安否確認、相談業務を行った。	②高齢者の見守り支援や、医療・福祉・生活面で安全に暮らせるような情報提供をすることで高齢者福祉の増進を図った。高齢者が安心して在宅で暮らせるよう、今後も継続して事業を実施していきたい。	B	
	③ 急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための緊急通報装置の設置	③65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、急病や災害時に迅速に対応するため、緊急通報装置の設置を行った。 年度末設置者数 347人	③緊急時以外にも受信センターが電話相談に応じることで利用者の不安を解消するなどの効果をあげている。その一方で設置者数は減少傾向にあるため、今後も継続して制度の周知を図っていきたい。	B	
	④ 地域で高齢者等を見守るため、高齢者等の日常生活に密着した市内事業者と見守りに関する協定を締結	④高齢者の日常生活の異変等を発見した際に、市へ連絡出来る体制を整えるため、栃木市内で営業活動を行う民間事業者を対象に「栃木市地域見守り事業に関する協定」を締結し、協定締結式を開催した。 協定締結事業者・団体数 10事業者・団体(合計68事業者・団体) 協力営業所・店舗数 11営業所・店舗(合計351営業所・店舗)	④栃木市地域見守り事業に関する協定の締結により、高齢者や障がい者などの支援を必要とする方々を地域の身近な方々で見守り、孤立化・孤独死を防ぐための体制整備を図った。事業について市民への周知等が今後も必要となる。	B	
3-37	介護予防・自立支援事業の充実			B	地域 包括 ケア 推 進 課
	① 介護予防に関する知識の普及	①65歳以上の高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及啓発を行った。 実施回数205回、延参加人数4,316人	①各種団体と連携を図りながら、地域の実情に応じて介護予防教室を実施した。体操の自主グループの立ち上げや、はつらつセンターへつなげられたケースもあり、引き続き地区組織等の協力を得ながら高齢者の身近な場所で介護予防事業が展開できるよう活動支援に力を入れていく。	B	
	② 介護予防対象者の選定や介護プランの策定、評価等の実施	②包括支援センターの総合相談業務や民生委員等の地域住民からの情報、要介護認定担当や医療機関などの関係機関情報を活用して、支援を要する者の把握を行った。	②引き続き関係機関との連携に努めながら、支援を必要とする者の把握を行っていく。	B	

事業実施状況

3-37	<p>③ 在宅生活で自立した生活を送るための生活支援サービスの実施</p> <p>④ 高齢者の健康保持と介護予防の推進と生きがいがづくりの支援</p>	<p>③要支援1、要支援2及び事業対象者に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態の悪化防止のための訪問型・通所型サービスを実施した。</p> <p>訪問介護相当サービス 66,382,509円 緩和した基準による訪問型サービス 517,833円 通所介護相当サービス 178,429,927円 緩和した基準による通所型サービス 1,419,024円</p> <p>④高齢者の介護予防促進と生きがいがづくり支援事業を行った。</p> <p>・はつらつセンター事業 実施団体数 142団体 講座等実施回数 20,902回 延べ参加人数 217,139人</p> <p>・いきいきサロン事業 実施箇所数 141箇所 参加人数 1,514人</p>	<p>③介護予防・生活支援サービスについては、適正なマネジメントに基づく制度運用が必要である。また、指定事業所以外の多様なサービスの体制整備についても、地域の実情に合わせて推進する必要がある。</p> <p>④はつらつセンター事業は、地域住民の参加協力のもと、家に閉じこもりがちな高齢者に集まりの場を提供し、生きがいがづくりと介護予防に努めている。また、平成28年12月より実施したいいきいきサロン事業は身近な地域で楽しく過ごせる集いの場の開設及び運営に係る費用の一部を補助している。今後は、より多くの高齢者が各種事業等に参加できるよう支援を行ってきたい。</p>	B	地域包括ケア推進課
3-38	<p>住みなれた地域で安心して生活を送るための介護・福祉・健康・医療などの支援</p> <p>① 総合相談窓口の設置</p> <p>② 高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の実施</p> <p>③ 地域の関係機関との連携</p> <p>④ 地域包括支援センターの機能強化</p>	<p>①面接・電話相談・家庭訪問による相談支援 12,422件</p> <p>②高齢者に対し尊厳ある生活ができるよう権利擁護のための専門的継続的な支援を行った。対応件数421件</p> <p>③地域における多職種との連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員等に対する支援等を行った。</p> <p>ケース検討個別ケア会議24回 日常生活圏域個別ケア会議105回 生活援助ケア会議4回 ケアマネ研修交流会11回 事例検討会10回</p> <p>④地域包括支援センターが効果的・効率的に運営されるよう、各センターにセンター長を配置するとともに、栃木中央地域包括支援センターに基幹的機能を位置づけ、センター間の強化を図った。</p>	<p>①関係者との連携に努めながら高齢者の心身状況や生活実態を把握し相談支援を行っていく。</p> <p>②社会生活上の権利侵害を受けることがないよう、必要に応じて各種制度やサービスが活用できるよう関係機関と連携を図りながら適切な対応に努めていく。</p> <p>③地域の介護支援専門員を対象に、市全体及び各地域においても交流会や事例検討会を開催し、連携強化を図った。また、生活援助ケア会議を新たに開始し、多職種の助言が入ることで幅広い視点で在宅支援を考える機会となった。今後も関係者との連携体制の構築が進められるよう研修会やケア会議等開催していく。</p> <p>④各センターの業務量に応じて適切な人員配置を行う。センター間の役割分担・連携を強化し、効果的・効果的なセンター運営を図る。</p>	B	地域包括ケア推進課
3-39	<p>介護保険制度の充実</p> <p>① 介護が必要な高齢者に、自宅で自立して本人の意思を尊重した生活を送れるような居宅サービスの提供、自宅での介護が難しくなった場合の施設サービスの提供</p> <p>② 介護保険施設の適切な整備促進</p>	<p>①介護保険に関する施策が円滑かつ適切に行われることに資するため、市長が委嘱した委員により介護保険運営協議会を1回実施した。</p> <p>②第7期介護保険事業計画(H30～R2)に基づき施設を整備するため、整備法人を公募により選定した。</p> <p>H30の選定状況 特別養護老人ホーム 3法人</p>	<p>今後もサービスの質的向上を図るとともに、施設待機者の解消を図るため、介護保険事業計画に基づき、計画的な整備を推進する。</p>	B	地域包括ケア推進課
3-40	<p>ねたきり高齢者等への生活支援</p> <p>① 在宅で介護が必要な高齢者や家族に生活用具の助成や手当の支給</p>	<p>①在宅で介護が必要な高齢者やその家族に生活用具の助成や手当の支給を行った。</p> <p>・在宅ねたきり老人等介護手当(延べ人数) 上半期1,031人 下半期1,012人 ・おむつ給付 受給者数 1289人 ・日常生活用具購入費助成 236件 ・日常生活用具レンタル料助成 65件</p>	<p>日常生活用具の助成や手当の支給を行うことで、在宅介護者への福祉の増進を図り、要介護高齢者の快適な生活や、介護者の負担軽減を図った。紙おむつに関しては、平成28年度より身体的負担軽減も図れるよう事業形態を見直した。その他事業については、今後も継続して推進していく。</p>	B	地域包括ケア推進課

事業実施状況

3-41	介護に関する相談の充実	① 各地域包括支援センターでの総合相談支援事業の実施	①・関係者との連携に努めながら、高齢者の心身状況や生活実態を把握し、相談支援を行った。 面接・電話相談・家庭訪問 12,422件 ・社会福祉士等による権利擁護のための専門的・継続的な支援を行った。 対応件数421件	①引き続き高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、関係者との連携に努めながら相談支援を行っていく。	B	地域包括ケア推進課
	② 老人福祉センターでの介護相談の実施	②ケアマネジャーを招き、高齢者の介護に関する相談や、介護保険制度等の情報提供を行った。	②今後は日常業務の中で相談業務を実施しつつ、相談内容によってケアマネジャーに繋ぐことで、高齢者の福祉の向上を図っていききたい。	B		
3-42	介護支援を行うNPO法人等の活動団体への支援	① 介護支援を行うNPO法人等の活動団体の支援や情報提供の実施	①老人福祉センターでの就労体験支援として、NPO法人に売店実習の場を提供した。	今後も継続して実施することにより、障がい者の就労支援を図っていききたい。	B	地域包括ケア推進課
3-43	介護に関する自主的な交流活動の推進	① 介護に関する自主的な交流活動団体の支援や情報提供の実施	①情報提供として、「認知症のひと家族の会」について、市の高齢者保健福祉サービス冊子に掲載した。	①継続して掲載することで、認知度を高めていききたい。	B	地域包括ケア推進課
	② ますます元気サポーター（介護予防ボランティア）の育成、活動支援	②地域福祉や介護予防の知識を習得できる機会を設け、地域活動の組織及び人材育成支援を行った。 ますます元気サポーター養成講座 実施回数15回、延参加人数355人 ますます元気サポーター活動支援 実施回数52回、延人数490人	②養成講座を開催するとともに、サポーターが一堂に会する全体会や地区別研修会を実施し、介護予防ボランティアとして活動するための知識・技術の習得やサポーター同士の情報交換・交流を図る機会となった。今後も、地域でのサポーターの活動が広がるよう支援を行っていく。	B		
3-44	障がい者（児）支援事業の充実	① 「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの提供	① 障害者総合支援法に基づく、障害者自立支援給付費、地域活動支援事業等に係る支給決定を行った。 利用者数 障害者自立支援給付費 3,210人 地域活動支援事業 786人 児童福祉法に基づく、障害児通所給付費に係る支給決定を行った。 18歳未満の利用児数 842人	障がい者、障がい児の利用者数とも前年度に比べ増えており、事業所の整備等が今後の課題となるが、男女共同参画には直接的な影響は少ないと思われる。	B	障がい福祉課
3-45	障がい者居宅生活支援事業の充実	① 就労することが困難な在宅の障がい者への、創作活動や生産活動の機会の提供	① 就労することが困難な在宅の障がい者への創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域生活支援の促進を図るため、市内5事業者（内3事業者は指定管理）に地域活動支援センター事業を委託。	① 平成30年度の延べ利用者数は5,388名。 性別や障がい種別に関係なく、利用希望に応じた支給決定を行っている。今後も同様に取り組んでいきたい。	B	障がい福祉課
	② 社会的自立のための障がい施設等での福祉サービス利用支援と就職支援のための関係機関との連携	② 障がいを持つ人が社会的に自立できるよう、障がい者施設等で実施している障がい福祉サービス利用を支援した。 支給利用者：自立訓練 13人 就労移行支援 34人 就労継続支援 554人 就労定着支援 2人	② 障がい者が社会的に自立できるように、今後も障がい者の一般就労促進を図るため、自立支援協議会での検討や、関係機関との連携を強化する必要がある。	B		
	③ 障がい児者相談支援センターにおける個別支援と、関係機関との連携による就労支援の充実	③ 栃木市障がい児者相談支援センターにおいて、相談員が障がい福祉サービス事業所等と連携を図りながら、就労を含め、障がい者の生活課題に対する個別支援を実施した。	③個別支援だけでなく、事業所などの関係機関と定期的に話し合いの機会を持つなど、障がい者の就労支援の充実を図る。	B		
	④ 雇用主への補助制度の周知	④障がい者雇用に関する国の助成金制度を市ホームページ上に厚生労働省のホームページのリンクを貼り周知を図った。	引き続き、情報提供を図る。	B	商工課	
	⑤ 障がい者のための住宅の確保	⑤市営住宅入居に際し、同居・所得の要件を緩和している。 （単身入居可、所得控除27万円または40万円） 平成30年度の障がい者の新規入居なし	⑤身体障がい者に対応した住戸が限られており、優先入居措置を講じることが難しい。段差解消、手すりの取り付け等、対応住戸を増やしていく必要がある。	B	住宅課	
3-46	重度心身障がい者医療費の助成	① 心身に重度の障がいのある人の医療費のうち保険診療の自己負担分を助成する。 登録人員 3,040人 助成件数 72,703件	未登録者へ登録勧奨するとともに、登録者へ制度内容を周知し利用を促す。	B	保険医療課	
3-47	障がい者（児）に関する相談の充実	① 障がい者（児）を取り巻く環境の問題や生活、育成上の問題等についての相談業務の実施	① 障害者総合支援法に基づく、障害者相談支援給付費に係る支給決定を行った。 支給利用者数：1,212人 児童福祉法に基づく、障害児相談支援給付費に係る支給決定を行った。 18歳未満の支給利用者数：426人	多様化・複雑化している障がい者の相談件数は年々増加している。今後も引き続き関係機関と連携を図りながら相談支援の充実を図る。	B	障がい福祉課

事業実施状況

(5) 計画の推進実績・評価

1 総合的な推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の整備と充実

【実施状況の評価基準】 事業の内容が達成されたかどうか、担当課が自己評価
評価 (2018年度の計画・目標に対して) A 当初の計画・目標以上に事業が進められた B 当初の計画・目標どおりに事業が進められた C 当初の計画・目標を下回り、見直しを要する D 事業の計画は進めているが、実施できていない

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
4-1	市の推進体制の整備と充実				人権・男女共同参画課
	① 男女共同参画の施策を効果的に進めるための庁内推進体制の整備	①庁内推進体制(男女共同参画推進本部、幹事会、検討部会)を整備し、会議を開催しました。 ・男女共同参画推進本部検討部会 ・男女共同参画推進本部幹事会 ・男女共同参画推進本部会議(庁議)	①男女共同参画の施策を効果的に進めるため、引き続き庁内推進体制の整備を行う。	B	
	② 職員の男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画検討部会研修会等の開催	②男女共同参画推進本部検討部会部会員に対し、男女共同参画に関する意識啓発を深めるため、研修会を開催した。 7月31日(火)(男女共生大学第5回講座と兼ねる) 講話:仕事も家庭も上手く廻り出す イマドキ子育て世代の「育キャリア」実践術 講師:東し経営研究所 塚越 学 氏 出席者数:57人(出席率77.0%)	②研修を通して、男女共同参画に関する意識啓発を深めることができた。来年度も、男女共生大学の講座と兼ねる等、研修の企画を工夫し、実施していきたい。	B	
4-2	プランの適正な進行管理				人権・男女共同参画課
	① 本計画の施策進捗状況の評価と実施	①全課で取り組んだ施策について進捗状況調査を実施した。	①施策担当課が取組を振り返り、成果と課題、今後の取組について記載し、基本目標に対して成果が得られたかどうかを3段階の数値で評価した。 施策を数値評価及び男女共同参画の視点から評価し、可視化することで担当者の意識を高めることができた。 来年度からは、「とちぎ市男女共同参画プラン(第2期計画)」施策の進捗状況になるため、評価の方法を変更して実施する。	B	
	② 男女共同参画審議会への報告及び意見聴取の実施	②男女共同参画審議会を開催し、「とちぎ市男女共同参画プラン」の年次報告及び、「とちぎ市男女共同参画プラン(第2期計画)年次報告様式(案)」について、意見を求めた。	②プランの進行管理を適正に行い、市民の意見を聴取し反映させるため、引き続き、男女共同参画審議会への報告等を実施する。	B	
	③ 年次報告の作成、公表	③年次報告書を作成し、ホームページで公開した。	③ホームページに掲載することにより、市民や関係機関へ幅広く周知することができるので、今後も同様に公開していく。	B	
4-3	市職員への意識啓発				人権・男女共同参画課
	① 市職員の意識啓発研修会の開催	①男女共同参画推進本部検討部会部会員に対し、男女共同参画に関する意識啓発を深めるため、研修会を開催した。 7月31日(火)(男女共生大学第5回講座と兼ねる) 講話:仕事も家庭も上手く廻り出す イマドキ子育て世代の「育キャリア」実践術 講師:東し経営研究所 塚越 学 氏 出席者数:57人(出席率77.0%)	①研修を通して、男女共同参画に関する意識啓発を深めることができた。来年度も、男女共生大学の講座と兼ねる等、研修の企画を工夫し、実施していきたい。	B	
	② 男女共同参画に関する情報の提供	②国や県、市で主催する男女共同参画関連の事業等について庁内イントラネットを通して、情報提供を行った。	②今後も情報提供や研修会を実施し、市職員の男女共同参画についての意識を高めていく。	B	

事業実施状況

4-4	<p>管理、監督的立場への女性登用の促進</p> <p>① 管理職への女性職員の登用</p> <p>② 自己申告書等による希望調査に基づく若手職員・女性職員の登用の促進</p>	<p>①平成31年4月1日付けの定期人事異動において、基本方針の一つに「女性職員の積極的な登用を行う」と明示し、異動に反映させた。</p> <p>②平成31年4月1日付けの定期人事異動において、同じく基本方針に「若手職員の積極的な登用を行う」と明示し、異動に反映させた。</p>	<p>今後も継続して積極的な登用を実施する。</p>	B	職員課
4-5	<p>特定事業主行動計画の推進</p> <p>① 栃木市職員子育て応援プランに掲げた取組の推進及び実施状況の公表(出産休暇及び育児休業の取得率、年次有給休暇の取得日数等)</p> <p>② 栃木市職員女性活躍推進プランに掲げた取組の推進及び実施状況の公表(女性管理職の割合、職員の女性割合、採用試験の女性の受験率等)</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親出産休暇の取得率 86.2% ・育児休業取得率(男性) 0% ・育児休業取得率(女性) 100% ・年次有給休暇平均取得日数 12.3日 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職の割合 15.2% ・職員の女性割合 36.3% ・採用試験の女性の受験率 51.0% 	<p>・父親の出産休暇等については、イントラネット上で取得を促す情報を継続的に発信し、取得率の向上に努める。</p> <p>・現行の子育て応援プランが今年度末で計画期間満了を迎えることから、これまでの実績を踏まえて内容を点検し、計画の見直しを行う。</p> <p>・上記の子育て応援プランの見直しに併せて、女性活躍推進プランの内容も見直しを行い、より実効性のある一体型の行動計画に改定する。</p>	B	職員課

(2) 市民、事業者及び教育関係者の意見の施策への反映

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
4-6	<p>男女共同参画審議会の充実</p> <p>① あらゆる分野からの委員選出による幅広い意見の反映</p>	<p>①庁内における各委員会等への女性の参画状況の調査を実施し、結果を全庁へ配布すると共に、女性参画の拡大について依頼しました。</p> <p>平成30年4月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等委員に占める女性の割合 31.5% (前年度31.6%) ※(地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等と地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等) ・女性委員のいない審議会等の数 (その他規則、要綱等により任意設置の審議会、協議会、懇談会等も含む) 10/112 割合 8.9 % (前年度 11/111 割合9.9 %) <p>平成28年度に制定した「審議会等委員への女性登用推進要綱」に基づき、30%未満の審議会等について報告書の提出を求め、女性の積極的な登用を呼び掛けた。</p>	<p>① 委員会等における女性登用の調査結果を庁内にお知らせし、女性登用の促進について理解を求めた。</p> <p>その結果、平成30年度の目標である30%を達成することができました。</p> <p>平成30年度に、「審議会等委員への女性登用推進要綱」の一部を変更し、平成31年度からについては、35%未満の審議会等について報告書の提出を求めるようにした。</p> <p>今後も、進捗状況、各委員会のヒアリング状況を参考にしながら、各委員会事務局担当課と連携し、さらに女性の登用を増やす方法を検討していきます。</p>	B	人権・男女共同参画課
4-8	<p>市民を対象とした意識調査の実施</p> <p>① 男女共同参画の現状と課題を把握し、取り組むべき施策の基礎資料とするための意識調査の実施</p>	<p>①各研修会におけるグループ討議や研修会後のアンケートにより参加者の意識等を調査した。(男女共生大学、出前講座等)</p>	<p>①意識調査の結果をまとめ、それを次の研修会等に活かすように努めた。</p>	B	

事業実施状況

(3) 国や県、他市町村、関係機関との連携

事業No.	事業 事業の内容	2018年度 実施状況	成果と課題 今後の取組	事業内容 に対する 2018年度 実施状況 の評価	担当課
4-9	国や県、他市町村、関係機関との連携の促進				人権・男女共同参画課
	① 国や県、他市町村、関係機関との連携	<p>①・講座の開催等について、県や関係機関と情報共有しながら、決定した。</p> <p>・地域推進員の視察研修として、県主催の「とちぎ県民のつどい」に参加した。 参加者 12人</p> <p>・日本女性会議2018金沢に参加した。 参加者 15人</p>	①国や県、他の自治体や関係機関と連携し、事業参加や、情報取得することで、男女共同参画に関する新しい知識を吸収することができた。	B	
	② 情報収集と市民への提供	②国や県、他市からの様々な情報提供があったものは、必要に応じ広報とちぎやホームページなどで情報提供した。	②引き続き、国や県、他市からの様々な情報提供を必要に応じ、情報提供していく。	B	

参考資料

- ・ 栃木市各種審議会等への女性の参画状況



栃木市各種審議会等への女性の参画状況

1. 市議会

2019年4月1日現在

	名 称	総数	女性数	割合(%)
1	栃木市議会	29	4	13.8

2. 行政委員会(地方自治法第180条の5に基づき設置が義務づけられている執行機関)

2019年4月1日現在

	名 称	総数	女性数	割合(%)
1	教育委員会	6	2	33.3
2	選挙管理委員会	4	2	50.0
3	固定資産評価 審査委員会	6	0	0.0
4	監査委員	2	0	0.0
5	公平委員会	3	1	33.3
6	農業委員会	25	5	20.0
	計	46	10	21.7

3. 附属機関である審議会等(地方自治法第202条の3に基づき条例等で設置)

2019年4月1日現在

	名 称	総数	女性数	割合(%)
1	とちぎ市民活動推進センター運営委員会	14	6	42.9
2	表彰審査委員会	5	3	60.0
3	情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0
4	指定管理者選定委員会	7	1	14.3
5	市民会議	58	14	24.1
6	防災会議	44	9	20.5
7	国民保護協議会	32	5	15.6
8	消費生活審議会	10	6	60.0
9	国民健康保険運営協議会	18	6	33.3
10	環境審議会	20	5	25.0
11	人権施策推進審議会	20	10	50.0
12	男女共同参画審議会	16	9	56.3
13	栃木市集会所運営委員会	38	16	42.1
14	民生委員推薦会	10	6	60.0
15	障がい支援区分審査会	10	3	30.0
16	児童館運営委員会	6	1	16.7
17	子ども・子育て会議	18	10	55.6
18	介護認定審査会	68	30	44.1
19	予防接種委員会	14	3	21.4
20	とちぎ山車会館 運営委員会	15	1	6.7
21	勤労青少年ホーム運営委員会	17	9	52.9
22	勤労者体育センター運営委員会	17	9	52.9
23	働く婦人の家運営委員会	6	4	66.7
24	企業立地促進審査会	7	2	28.6
25	千塚町上川原地区開発事業に係る自然環境保全対策検討委員会	3	0	0.0
26	都市計画審議会	19	1	5.3
27	小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理審議会	10	2	20.0
28	入居者選考委員会	4	0	0.0
29	建築審査会	5	2	40.0
30	栃木市立小中学校学区審議会	10	3	30.0
31	教育委員会指定管理者選定委員会	6	0	0.0
32	教育支援委員会	19	11	57.9
33	学校給食共同調理場等運営協議会	18	7	38.9
34	公民館運営審議会	22	10	45.5
35	社会教育委員	17	9	52.9
36	図書館協議会	10	6	60.0
37	青少年育成センター運営協議会	9	2	22.2
38	青少年問題協議会	30	8	26.7
39	スポーツ推進審議会	12	4	33.3
40	文化会館運営委員会	12	3	25.0
41	文化財保護審議会	11	1	9.1
42	とちぎ蔵の街美術館運営協議会	8	2	25.0
43	伝統的建造物群保存地区保存審議会	13	1	7.7
44	栃木中央地域会議	17	7	41.2
45	栃木東部地域会議	16	2	12.5
46	栃木西部地域会議	15	4	26.7
47	大平地域会議	16	6	37.5
48	藤岡地域会議	15	7	46.7

	名 称	総数	女性数	割合(%)
49	都賀地域会議	15	9	60.0
50	西方地域会議	14	5	35.7
51	岩舟地域会議	16	6	37.5
52	社会福祉法人認可等審査会	9	2	22.2
53	行政不服審査会	3	1	33.3
54	文化芸術施設等整備検討審議会	10	1	10.0
55	いじめ問題対策専門委員会	10	3	30.0
56	再生可能エネルギー発電設備設置審議会	7	3	42.9
57	景観審議会	14	2	14.3
58	栃木市中小企業・小規模企業復興審議会	14	1	7.1
59	栃木市コンプライアンス審査会	3	1	33.3
60	栃木市立小中学校教科用図書選定委員会	7	2	28.6
61	栃木市歴史的風致維持向上協議会	16	0	0.0
	計	930	304	32.7
	2+3 合計	976	314	32.2

4. 附属機関以外の審議会等(その他規則、要綱等により任意設置)

2019年4月1日現在

	名 称	総数	女性数	割合(%)
1	まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会	27	6	22.2
2	渡良瀬遊水地フェスティバル実行委員会	17	1	5.9
3	市民活動推進事業審査委員会	9	2	22.2
4	入札適正化委員会	4	0	0.0
5	地域公共交通会議	25	2	8.0
6	斎場再整備検討委員会	20	1	5.0
7	社会福祉施策推進委員会	21	10	47.6
8	栃木市福祉有償運送運営協議会	7	1	14.3
9	栃木市地域福祉計画推進懇談会	14	5	35.7
10	要保護児童対策地域協議会	39	11	28.2
11	学童保育運営委員会	14	8	57.1
12	特別支援保育審査会	10	8	80.0
13	老人ホーム入所判定委員会	5	1	20.0
14	介護保険運営協議会	11	5	45.5
15	地域包括ケア会議	20	3	15.0
16	健康増進計画推進部会	20	10	50.0
17	健康づくり推進会議	18	9	50.0
18	太平山桜まつり実行委員会	15	3	20.0
19	とちぎあじさいまつり実行委員会	9	2	22.2
20	就業安定対策協議会	19	3	15.8
21	ブランド推進協議会	21	2	9.5
22	新製品等開発支援事業補助金審査委員会	5	0	0.0
23	蔵の街サマーフェスタ実行委員会	31	4	12.9
24	とちぎ秋まつり実行委員会	42	5	11.9
25	栃木市観光まちづくり推進連絡会議	13	3	23.1
26	農業振興推進会議	26	9	34.6
27	とちぎアグリフェスタ実行委員会	18	2	11.1
28	人・農地プラン検討会	27	9	33.3
29	なつこい実行委員会	39	8	20.5
30	光と音のページェント実行委員会	10	2	20.0
31	ふじおか産業祭実行委員会	12	1	8.3
32	つがの里花まつり実行委員会	12	3	25.0
33	まるまるまるごとつがまつり実行委員会	18	8	44.4
34	町並み委員会	10	1	10.0
35	シビックコア地区整備推進連絡協議会	15	1	6.7
36	奨学生選考委員会	5	0	0.0
37	教育委員会点検評価委員会	5	2	40.0
38	小中学校運営協議会委員	345	145	42.0
39	学校腎臓検診判定委員会	9	4	44.4
40	おおひら桜まつり実行委員会	9	3	33.3
41	いわふね夏まつり実行委員会	15	6	40.0
42	いわふね軽トラ市実行委員会	10	2	20.0
43	栃木市市民協働ガイドライン策定懇談会	10	3	30.0
44	おおひら産業祭実行委員会	9	2	22.2
45	栃木市古民家等活用事業懇談会	11	5	45.5
46	栃木市定住自立圏共生ビジョン懇談会	9	2	22.2
47	栃木市ふるさとの城郭群再発見事業専門者会議	8	0	0.0
48	栃木市下野国庁跡リノベーション事業専門者会議	6	0	0.0
49	環境づくり市民懇談会	10	4	40.0
	計	1084	327	30.2
	2+3+4 合計	2,060	641	31.1

編集発行

栃木市 生活環境部 人権・男女共同参画課

〒328 - 8686 栃木市万町 9-25

TEL 0282 - 21 - 2162 FAX 0282 - 21 - 2692

E - mail : jyosei@city.tochigi.lg.jp